

參議院厚生・労働連合委員会會議錄第一号

のその内容が類似するように、先ず地均らしをして、それから統合の問題になつて来ると思います。現実にも

が直接にいたしております厚生年金保険と船員保険との二つの問題を成るべく同一に今度もいたして参りたいと存じまして、その同一というものは内容を成るべく同一にしたいと、こう考へて参りましたが、いろいろ実際に関係者の御意見等を承りますと、やはり船員保険は船員保険としての一つの歴史と現在までのしきたりと特徴とがあるもので、同じようにはなかくできないことを知つたのであります。従いまして、現在皆さんの御審議を頂いております内容につきましても、その内容が、二つ通算は今回お願いをして出すことにいたしてありますが、内容そのものは大分変つてゐる点があります。併しで参るならばだんく、これを近づけて来て、そうして一本にする一つの段階と存じまして、余りに無理に機械的にいたしますと、却つてそれぞれの関係者なり、従来の持つておられた権利というものがなくなつたり、いろいろの障害を来たしますもので、そういう準備過程に相当これは時間的にも、内容的にもかかるのであるけれども、併し将来は成るべくできるだけ一本の方向で行くべきものである。こういうのが一つと、この厚生年金自体にいたしましても、御案内のように、現在は五人以上の被用者を中心に、事業所を中心に考へておるのでありますから、更に将来は、このもの自体におきましても、五人以下、進んでは国民各層という方面に及んで行くように厚生年金の考へ方を及ぼして行きたい、こういうのでございます。給付の面につきましても、例えば現在の国家公務員の場合におきましても、恩給法に對しましては人事院の勧告等も

ありますので、これらの勧告につきましても、三月二十九日と記憶いたしますが、閣議におきまして更にこれを検討して行こう。そうしてこの恩給の範囲、内容等について審議を續けて委員会等を設置してやつて行こうというのをきめて参つたのであります。これらの検討を待ちまして進んで行かなければならないと考へております。これらの点を考へて参りますと、いづれにいたしましても、ばらばらになつておりました現在の年金或いは恩給の各種のものが成るべく一つの目標に向つて同一な方向に進んで行くよう、従つて厚生年金を一つの中核と考へて参ります場合に、それ以上の例えば恩給法等は六分内容等も変つておりますから、御指摘のようにむしろ低くなつて来るのであります。これらの点も、いわゆる一つの既得権が直ちに低くなるというようなことは、これは大きい影響を持ちますので、こういう点も十分検討しながらいたさなければならぬと考へております。そういういろいろの實際上の問題があるというので、この統合なり、或いは内容の接近なりというものが重大な目標ではあります。おの／＼にその特徴があるために、なか／＼俄かに行きにくい事情にはありますけれども、併し社会保障という点から考へますと、そういう方向に向くように今後努力をして参りたいと考へております。

○吉田法晴君 問題がたぐさでございますが、船員保険等を挙げ、いろいろ歴史があるというお話でございます。これは公務員の恩給制度なり、或いは地方公務員その他の共済組合制度なり、それから遅れて発達いたしました厚生年金制度、それ／＼沿革と歴史があることは今更申上げるまでもございませうが、それを統合する方針かどうかと、こういう質問に對して、体系化し、或いは統合する方針だ、大方針は統合する方針だ、こういうことに承つていかと思つたのであります。その点なお念を押してお尋ねしたい。

○國務大臣(草葉隆國君) この点は社会保障制度審議会の建議等も十分尊重いたしまして、大局としては統合して一本に行く方向に努力をして参りたいと考へております。

○吉田法晴君 統合するといはしめて、先ほど疑問を出しましたのは、統合する場合に、上に揃えるか、或いは厚生年金が中核となることになると、引下げも行われるじやないかと、こういうまあ疑問を提出したのであります。が、恐らく引下げて、不完全な今の厚生年金、現行の制度をいたして引下げるということは恐らく意図ではなからうと思ふ。年金法の改正にいたしまして、少くとも意図は引上げる、改善であらうかと考へるのであります。そういう意味で、目標としては社会保障制度として統合し、或いは立派なものにする。こういう点から言いますならば、年金制度のような低いところに引下げるのではなくして、むしろ公務員の恩給制度それ自身も人事院の勧告その他引上げる、改善をするという方向が出ておるわけですね。そういういいほうに引上げ、更に公務員の恩給制度の目指しますよりよき、或いはより完全なと言ふか、完全だとは申上げませんけれども、完全に近づこうとする意図と努力を含んで、社会保障制度の立派なものを作つて参りたい、こういう方針と解釈してよろしいかどうか。

○國務大臣(草葉隆國君) この点は当然御指摘のようにだん／＼と社会保障の充実、拡充をいたした参ります。場合には、現在よりも十分であつてはならないと考へております。従いまして、できるだけこれらの横の関係も調整をいたしまして、そうして完全に近づいて、或いは十分でない方面に努力をして参つて行くべきものと考へまして、今回もそういう線から相当思い切つた改正をいたしたつもりでございます。

○吉田法晴君 従来社会保障制度につきましても、勧告もあり、憲法の精神に従つて、まあこの点についての憲法を尊重せられようとするかどうか知らんのであります。少くとも従来は、憲法の精神に従つて社会保障制度を完備して行きたいと、こういう答弁は、吉田内閣によつても踏襲せられて参つたと思ふのであります。實際には、社会保障制度についてなか／＼前進をしてない。或いは恩給問題についても、人事院の勧告があつたにもかかわらず、委員会を設けて、實際には勧告そのまゝ、或いは勧告以上にしようという努力よりも、それを下げようという努力のほうが政府によつてなされてゐるのではないか、かように考へるのであります。併し、一般論でなくて、實際的に、恩給制度に關連をして、或いは今お話になりました社会保障制度の一体化、或いは給付の向上について、具体的にどのよう考へておられますのか、或いはどういふ段階、方法を通つてその完備のために御努力せられようとするか、具体的に承りたいと思ひます。

○國務大臣(草葉隆國君) それで、この点は只今も申上げましたように、恩給法關係におきましては、人事院の勧告等もあり、これに對する具体的な検討が必要というので、そういう委員会を、或いは審議會のようなものを設置して、内容を検討しながら、財力と見合してやつて行く。従つて一般的な、全般的な社会保障をいたしましては、当然年々これに努力を十分いたして参らねばならないと考へております。本年度の予算等におきましても、御承知のような状態でございしますが、今後におきましても、従つてこういう方面に對しましては、まだ具体的に十分とは決して申上げかねますから、従つて十分でないように、十分に近い方面に努力をして参りたいと考へております。

なお、今回のこの厚生年金の改正に當りましては、それらの点を十分検討いたしまして、従来の少くとも二十倍近く、その内容等を改正するという方向をとつて参りました。成るべくほかの恩給或いは共済その他と脱み合せまして、これではなお十分な点もありませんが、財力等も考へまして、一応この程度で今回も御提案を申上げたやうな次第であります。

○吉田法晴君 そうしますと、恩給制度に關します人事院勧告に關連して、委員会を設けて審議をするというお話であります。何かの大臣来られませんけれども、政府として、或いは厚生大臣として、人事院勧告を下廻るやうな恩給制度を作る意思はない、少くとも政府としてはそれ、或いはそれ以上の恩給制度を作る意図である、かように解釈してよろしいございませうか。

○國務大臣(草葉隆國君) これは現在

の恩給制度が、御承知のような状態でありますのに対して、人事院の勧告等もありますので、これに対する実際のその勧告の内容及び現状、現在の恩給制度、そういうものを検討しながら、公務員制度調査会というのを設置して、内容に入つて検討をして行く、こういうのであります。従つてその結果が現れて参ります、どういふこれが答申になつて参りますか、それ等を考え合せながら、今後の、いわゆる保険年金制度の統合化と申しまするか、調整というものが、一方恩給関係、国家公務員関係とは関連して考えて来なければならぬと存じております。又私どもが直接いたしております、船員保険なり或いは厚生年金なども、更に今後成るべく一体化するように努力をして参りたいと考えております。

○吉田法晴君 そうしますと、今の点は、公務員の恩給については、実情を検討し云々というお話であります、勧告の精神、勧告のよつて来たところ、私が申上げるまでもありませんが、勧告の出で参りました経緯に鑑みて、勧告の精神を十分に生かして、現在より以上によくなりたい、或いは少くとも草葉厚生大臣としては、勧告以下にはしない方針だ、そういう方向で努力する、こういう意図と解釈をしまして、なお民間労働者その他の年金、その他についても、公務員の恩給に負けないような水準まで上げる努力を続けたい、かように解釈をいたしますが、なお関連して私から申上げておきたいのであります、今審議されております教育二法案に関連して、教職員の地位或いは地方公務員の地位、それと国

家公務員の地位、これらのものを検討いたしますと、これが狭義の意味の労働者であるかどうかというところは問題にいたしまして、労働組合法或いは基準法にいう賃金給料を基礎にして働いておりますものであることについて、は、本質上変りはないと思ひます。職員という言葉を呼ばれておりますけれども、本質は近代法の体系の下における労働者であるということに間違いはないと思ひます。国に使われておる、或いは地方公共団体に使われておる、或いは民間私企業に使われておるかどうかというところは、問題の本質には関係がないように思ひますのであります。従つて年金或いは恩給、名前はどのようにならばよいとも、老後の生活その他労働能力を失ひました後の、生活の保障について国が考えなければならぬところは同じだと思ひます。

○吉田法晴君 そうしますと、今の点は、公務員の恩給については、実情を検討し云々というお話であります、勧告の精神、勧告のよつて来たところ、私が申上げるまでもありませんが、勧告の出で参りました経緯に鑑みて、勧告の精神を十分に生かして、現在より以上によくなりたい、或いは少くとも草葉厚生大臣としては、勧告以下にはしない方針だ、そういう方向で努力する、こういう意図と解釈をしまして、なお民間労働者その他の年金、その他についても、公務員の恩給に負けないような水準まで上げる努力を続けたい、かように解釈をいたしますが、なお関連して私から申上げておきたいのであります、今審議されております教育二法案に関連して、教職員の地位或いは地方公務員の地位、それと国

して一万六千円をこゝ、公務員の場合にはこれは従前の金額でありますけれども五万円、或いは五万円を越してある状態、それからその財源としましては国が補助をすると思ひますか、負担しますか、厚生年金の場合には二〇%、或いはそれ以下、公務員の場合には八割以上九割を超過するものもあるやうであります、公務員については九割強と承知するのであります、具体的な方法として国の負担する率が非常に民間産業の労働者の場合と、それから公務員或いは地方公共団体の場合には違ふことはこれはもう何人の目にも明らかだと思ひます。そこでその均等化の方法として、国において或いは地方公務員の場合には地方公共団体もこれは協力をすると申しますか或いは負担しなければならぬものもありましようが、それを含めて国が負担する部分を大幅に増大をして厚生年金制度の完備、或いは社会保険制度の完備のために努力をする御意思があらうかどうか重ねて承わりたい。

○吉田法晴君 そうしますと、今の点は、公務員の恩給については、実情を検討し云々というお話であります、勧告の精神、勧告のよつて来たところ、私が申上げるまでもありませんが、勧告の出で参りました経緯に鑑みて、勧告の精神を十分に生かして、現在より以上によくなりたい、或いは少くとも草葉厚生大臣としては、勧告以下にはしない方針だ、そういう方向で努力する、こういう意図と解釈をしまして、なお民間労働者その他の年金、その他についても、公務員の恩給に負けないような水準まで上げる努力を続けたい、かように解釈をいたしますが、なお関連して私から申上げておきたいのであります、今審議されております教育二法案に関連して、教職員の地位或いは地方公務員の地位、それと国

事業所においての厚生年金の場合におきまして、国家の負担とそれから事業所の負担、被用者の負担、この三つがなつておつて、国家公務員の場合におきましてはその事業所の負担が国家の負担と代つておきますので、そのパーセントが急激に殖えておると思ひます。併しいづれにいたしましても只今御指摘のような点は確かであると思ひます。そこで厚生年金といたしましては今回計算をいたしましたのは、一応国家の負担というのを今回の程度で計算をいたしまして、二割乃至一割五分という程度で計算をいたしまして、あとは積立金の方式による一種の完全積立方式というのを念頭に置いてそれによる計算をして参つたのであります。併し勿論将来これらの点につきましては十分今後あらゆる点から検討をいたしまして統合の場合には計算も、又考慮もいたすべきものと存じますが、今回の改正の基本といたしましては点は今申上げた通りでございます。給付の内容等につきましても一層今後

○吉田法晴君 これは或いは厚生委員の諸君等御質問、御究明になつたかも知れらぬのであります、事務的な問題であります、当局にちよつと伺いたいと思ひます。各種の年金制度における国庫負担額というものを、これは厚生専門員室から頂いておきます。この表には国家の負担額だけ書いてあります、その他の負担額は雇用者としての負担額等は出ておりません、各制度のための総経費と申しますか、比べるべき全体がございせんので、若しお手許にあればお示しを頂きたい。

○吉田法晴君 これは或いは厚生委員の諸君等御質問、御究明になつたかも知れらぬのであります、事務的な問題であります、当局にちよつと伺いたいと思ひます。各種の年金制度における国庫負担額というものを、これは厚生専門員室から頂いておきます。この表には国家の負担額だけ書いてあります、その他の負担額は雇用者としての負担額等は出ておりません、各制度のための総経費と申しますか、比べるべき全体がございせんので、若しお手許にあればお示しを頂きたい。

○吉田法晴君 これは或いは厚生委員の諸君等御質問、御究明になつたかも知れらぬのであります、事務的な問題であります、当局にちよつと伺いたいと思ひます。各種の年金制度における国庫負担額というものを、これは厚生専門員室から頂いておきます。この表には国家の負担額だけ書いてあります、その他の負担額は雇用者としての負担額等は出ておりません、各制度のための総経費と申しますか、比べるべき全体がございせんので、若しお手許にあればお示しを頂きたい。

の一割が国庫の負担でございます。それから市町村の職員に對しましては、別段、制度としては国庫負担の……、市町村職員共済組合というのがございまして、これにつきましても、国庫負担の規定はございせん。それから厚生年金保険のことは御承知の通りでございますが、現在まで一般労働者一割、それから坑内夫につきましては二割というのがそれ、毎年給付額に對する国庫の負担でございます。

○吉田法晴君 これは事前に総額なり何なり伺つておいて御質問をすべきだと思ひますが、その場がございせんので、お尋ねしたのであります。今お話になりました一割、二割、厚生年金の坑内夫その他、それから船員保険の二割等は実は預いた資料で私も承知をいたしております。先ほど厚生大臣はこの国家公務員の場合に雇用主としての負担とそれから国の負担、こういうものが、雇用主としての負担が含まれてゐるから多くなるのだ、こういう御説明でございましたけれども、他の厚生年金或いは船員保険、これは率が違ひますが、或いは共済組合その他と比較いたしまして事業主負担というものが、国が事業主として負担すべきものを考えましても、国庫の負担率が非常に高いことはこれは争う余地がないと思ひます。従つて他の制度の事業主負担も含まれておるから国庫負担率が多いのだ。これはちよつと説明になるまいかと思ひます。これは国が使用主であるから使用主としての負担は当然負うわけでありまして、その他のこの保険は制度から考えまして事業主負担以上は国が負担をしてゐる根拠はどういうところにあるのでありましようか。

先ほどの答弁で納得が参りませんので、お伺ひいたします。
○國務大臣(草壁隆國君) 厚生年金では被用者の負担と雇用者の負担とを半々にいたしております。同額負担にいたしております。それでそれに対して一・五割でございます。そして国庫が坑内夫と一般とは違ひますが、二割及び一割五分、お話のように恩給關係では先ほど局長から申上げましたように支給予算が二十八年度では百十四億納付金がいゝゆる被用者負担が四十九億でございますので、普通の場合事業主負担としてはこの方式を例にしますと、四十九億が事業主負担として、それと同額が厚生年金では国庫補助、国庫負担というふうになつてゐる。まあそういうわけなのであります。それでその通りにならずに国庫負担が一層按分すると多くなつてゐるものがあるじやないか、これも私は決して否定するものではないと申上げたのであります。

○吉田法晴君 実情はそんなんであります。従つて先ほどの御説明では説明のつかないところがある。国が使つておるからその老後については国が特別に見ると、賃金給料生活者として労力の続く限りと申しますか、働けるだけ働いて、これは労働者といへども、或いは公務員といへども、地方公務員といへども同じだと思ひます。その労働力を年齢その他で失なつた場合の生活を見ること、それが今の場合には例へば本人とそれから事業主との負担で保障としてその老後を濟す、こういう建前になつてゐる、これはわかるわけでありまして、併し公務員の場合に、老後を本人或いは国の事業主としての負担額より以上にその生活を見なければならぬというなら、これは負担率から来ておるのではなく、老後の労働力を喪失した後の生活の実態から來てゐると思ひます。そうするとその労働力を喪失した後の生活をどの程度に見なければならぬかといふことはこれは同じだと思ひます。民間労働者といへども、公務員といへども見なければならぬ。それには国が見る責任を同じように考へるならば、これは国庫の負担率というものが今考へられておる、今現行制度の下における一割とか二割というよりもつと殖えなければならぬというものは當然だと思ひます。国として労働力喪失後の生活について不安なからしめる社会保障制度といふものを考へるならば、多してそれが先ほど言われるように公務員の恩給に劣らない程度まで持つて行くとするならば、それが一つのまあ行くと議論はありましようが、それが十分であるとは申せませんけれども、日本の老後の生活、労働力喪失後の生活の一応の基準だと思ひ、その方向に進めたい。そうするならばそれに持つて行く方法として具体的に問題になるのは、国庫負担率を殖やすということが当然結論として出て参ると思ひます。改善の一つの方法として国庫負担率を殖やすという点、それが大幅になるかどうかは別問題として思ひ切つて負担を、国庫負担を殖やして社会保障制度をよりよきものにしようという御意図はないか、こういうことをお尋ねをするわけでありまして。

○國務大臣(草壁隆國君) 御指摘のよう、例へば六十歳になりましてその勤めておるところによつて老後のいわゆる国家保障、社会保障といふのが、

従来まで勤めておるところの如何は別にして、とにかく生活が或る程度賄へるという行き方にして行くのがこれが社会保障としては最も適切な行き方であり、それがよくとバランスが違つておるじやないかといふような現状の状態で、不十分な社会保障と、こうなつて参る点が御議論の中心だと思ひます。私もさう考へてゐます。そこでこれを従つてこの厚生年金等におきましても、今回の改正では一応一万八千円で頭打ちをいたしております。本當ならば理想的に申しますと、給与の全額までつとこれを頭打ちをせず、持つて来るのが理想的であらうと思ひます。例へば一万八千円であらうと、三万六千円であらうとも、或いは収入が四万円の方は四万円という行き方に持つて行くべきものと存じます。従来八千円でそれはいくらつておつたわけですが、この八千円では誠に現在の経済情勢或いは国民の収入実態等から考へて不十分であるから、今度一万円増しまして給与を一万八千円まで上げて來ました、或いはこれを三万六千円に上げる、或いは四万円に上げるというところが、実態の通りになるのがこれは最も理想だと考へます。ただ、急激にそういたしますことは負担金が増しますのと、本人の負担、或いは事業主の負担共に同様に増しますもので、これらの点を考へて、従来の八千円を一万八千円にいたしましたので、従つて支給額がお話のような給与とは低くなつて來るといふような現状が起つたと思ひます。こういう点からいへば内容の点から今後大いに検討して變へべき点があると考へます。

それから更にお話の国庫負担を十分ににして、従つて各自の負担金を少くしながら国庫負担を増して行く方法、これも當然考へられる方向であり、一つの途であらうと考へます。ただ、国庫負担をいたします負担金のバランスというものがあらゆる点から検討いたしまして、国力と合せながら考へて來なければならぬと存じますので、従つてこれらの点も十分勘案して本年は従来の一割を五分というふうな増額をいたしました。これで全体の、すべてが満足であるとは勿論考へておりませんが、今の日本の財力では先ずこれが最大限であるという線で一割五分に増したような次第でございます。こういう情勢でございまして、又こういう改正の内容になつておるもので、今後更に一万八千円を上へに引上げて實際の実態に即應するようにいたしたい、そういう点につきましては今後とも検討をいたして参りたいと考へております。

○吉田法晴君 今の御答弁で二つ問題があるのですが、前段の標準報酬月額八千円を一万八千円にしたと、それは三万六千円或いは四万円にすることのほうに望ましいといふそのほかに、例へば年限の問題、勤続年数或いは年齢それから脱退手当金等についても改善があり、これは率直に言つて改善といふことになつてゐると思ひますが、これは事實は改善といふことであり、或いは改正をしたけれども改正が不十分であるといふことはお認めになつておる。従つてそれを更に改善したいとこゝういふまあお気持ちも一つあります。併しその気持ち通りに、希望通りに改善せられなかつた、或いは改善さえ起つた理

か、それとも先ほど申し上げましたように、この労働力喪失後の生活の保障というものを国の責任として見るか、根本的な立場の違いが議論の分れ目になっておるのでありますが、そこで保険

制度として当事者が保険で責任を持つという点にさつき一番最初に言われたような社会保障制度の完備を考えるならば、国の負担というものを、もつと制度の中に負担率を多くするということを考えなければいけない、こういうことを申上げたのであります。依然として保険という觀念、それから保険の中におけるバランスというだけをお考えにならうということなのか、それとも最初お尋ねし或いは答弁がありましたように、もつと国の責任をその給付の負担に負うこともお考えになるか、重ねてお伺いいたします。

○國務大臣(草葉陸國君) これは国の責任ということとは当然考えて行かなければならんと存じております。ただ国の責任と本人並びに事業主というものの負担というものとを適当にバランスを合せて行くという点でございます。ところで、単なる普通の民間会社のいふたしますようないわゆる保険というものとは違つて来るところがそこにあるので、又当然違ふべきものであると存じております。國家が責任をそこに担ひ、同時に本人並びに事業主との負担の兼合いを考えなからうとして参るという方針で参りたいと存じております。

吉田法晴君 その辺は議論になりま

すから、もう少し飛躍的に、国家の責任というものを負担の上にも考えるべきだということを申上げて先に進みたいと思います、先ほど五十五歳を六

十歳にしたのは必ずしも改悪ではない、この労働力の年齢的な限度と申しますか、年齢的な限度が長くなるだろう、或いはなつておるのじやないか、こういうお話でありましたが、それはすぐにやるのじやないが、二十年後に云々という御答弁でございましたが、或いは公務員の場合も五十五歳という停年制度が実際に考えられる。最近においては十五歳でなく、或いは定員法の改正とか、或いは軍事予算のために地方に交付いたします従来の平衡交付金或いは教育費等の中でも削減をして参りましたから、地方公務員の場合にも、五十五歳に達しない、或いは四十五歳を越せばそろ／＼整理の対象になつておるといふのが現状であります。そうすると、生理的な或いは生命が長くなつたと言ふが、或いは労働耐用力が長くなりつゝあるという現状と、少くとも現在の政治による、政治の貧困かも知れませんが、政治による労働の限度というものは食い違ひがある。そういうのをこれから六十歳までも使うように国としても地方公共団体としても行くんだ、或いは民間産業の場合に、五十歳とか五十五歳の停年というものはそれを延ばすように努力をする、こういう方針を含んでの御答弁でございませうか。労働年齢というものは単に生理的な問題でなく、或いは政治的な要素が多分に入ると思ふ。或いは制度的なものでもあると思ふ。生理的なものだけでなくそういう御説明になつても、これは事実上通りません。これに対する政治的な態度を一つ伺いたい。

○国務大臣(重光葵閣下) 厚生年金の

改正に当りまして、実は私も検討いたしました点は、先にも申し上げましたが、御指摘の恩給法等におきましては、昨年、五十歳を五十五歳に引上げ、恩給法でも現在五十五歳、従来は五十歳であつたのを五歳引上げた。今度厚生年金を従来の五十五歳を六十歳にいたしましたのは、先ほど申し上げましたように、大体二十年後を一つの完全実施の期間といたしまして、最近日本の年齢層がずつと寿命が延びたと申しますか、そういう点もあり、又労働の情勢等も、将来とも考え合せながらいたした点でございませうから、従いまして、今後ほかの保険制度、この年金制度におきましても、今後の公務員制度調査会等でもいろいろうな結論が出来ますかとは別といたしまして、例えば五十五歳なら五十五歳で一つの年金という制度ができて来る、そうすると、日本人の寿命というものが少しずつ長くなつて来ております現在から考えまして、その後国民各層においての年金制度による階層というものを考え、成るべく産業上或いはその他の仕事に携わるといふ状態を考へて来るのが当然であり、又妥当ではないか。今後、今までの年齢統計等から推計をいたしますと、そういう情勢を頭に入れて検討し、立案すべきものと考へたのであります。又この状態は必ずしも日本的な問題でなく、各国ともこれらの年金等を考へます場合に、六十歳以下は殆んどない情勢であります。各国とも御承知の通りであります。各国とも大体六十歳乃至六十五歳以上が年金制度の置かれております年齢制限でございませう。こういう点等も具体的比率等を検討いたしましたして、今回五歳を

延ばしたのでございます。従いましてそういう点において更に給付の内容等を今後検討して参ります場合におきましては、厚生年金の一つの体系というものが十分に納得行くのではないかと存じております。

○藤原道子君 どうも聞けば聞くほどわからなくなるのでございますが、午前の厚生委員会でも局長と質疑をやつたのでございませうけれども、ほかの問題ではいろいろ検討してから、国庫負担にしても国情に合はして行くとか何とか言つておいては、ところが年齢の引上げについては、諸外国が六十歳乃至六十五歳だから、こういうことをおしやる。日本の実情はそれでやつて行けると大臣は考へてございませうか。六十歳といたしまして、停年は五十五なんです。そうしてもつと五十五以下、五十歳くらいで首になる会社もたくさんある。その間の生活はどうしてやつて行くかというふうにお考へてございませうか。それが日本の国情に合つておると考へてございませうか。それから二十年後と言われるけれども、その間に又いろいろ調査をされてからそういう立案をされても私はいと思ふ。従いまして、厚生大臣として日本の実情から、こんなに失業者が多いときに、年とつて会社をやめて、ほかの会社へまだ就職が可能だとお考へてございませうか。そういうことができる国情だとお考へになつて思ふ。それをちよつとお伺いしたいと思ふ。

○国務大臣(重光葵閣下) お話のように、現在では五十五歳の停年制のところが多い。五十歳のところは殆んどございませう。あとは六十歳でございませう。五十五歳が大部分でございませう。この実情は私も調査いたして承知しておりますが、従つてこの五十五歳を六十歳にいたしましたのも二十年後完全実施しよう、それまではこう延ばして行かう、恐らく一方におきましては停年制度は今の事業所の関係です。批判するわけには参りませんけれども、今後のこの日本人の年齢等も考へて参りまして、私はただ外国の例を一応申し上げたので、何も各国がそうだから日本がそうするといふ気持は全然持つておりません。ただ世界的な社会保障の一つの線がそういうふうになつておりますといふことだけ申し上げたのであります。この日本人の年齢層から考へて参りまして、今直ちに五十五歳を六十歳にしよ、或いは五十歳を五十五歳にするといふことにおいては不合理があるであらうと思ひますが、その不合理をなくするために二十年という一つの準備期間を、予備期間を置いて、その間の産業の情勢に合せて行くといふ考へ方であつたのであります。

○吉田法晴君 今の点を尋ねておつたのですが、一向満足な答弁が頂けません。二十年先とお話になりますけれども、先ほどお話のように五十五年停年というものが大多数である、そうすると五十五歳から六十歳までの間をどうして今のままで行けようとする御方針か、制度として……それまでに二十年経つたら六十歳まで働けるようになるだろう、なりつゝある、こういう御説明です。いわばこれは政治的な問題です。ところが現状は政策としても国自身が整理の場合に五十歳まで使わ

くて、五十五歳前で実際は整理しておられる。地方の場合についてもそうです。女の場合にはなおそうです。すると若しそれに合はして政策として六十歳まで働けるようにする、二十年の期間の間に民間の停年制も六十歳になるようにする、或いはそれを行政措置として、例えば公務員の場合にも六十歳まで働けるようにするのだ、或いは六十歳未満では行政整理はしない、こういう方針を立てて行くといふ話なら、それは納得せんこともありませんが、併し何らの施策もやらないで六十歳にはおろか、五十五歳はおろか、五十歳未満でも整理するような方針をとつて、二十年後には六十歳まで働ける、或いは六十歳でも働けるようになるだろう。こういうお話ではつぎ納得が行かんから、具体的な政治的な態度、政策をここで示し願いたい、こう言ふのです。

○国務大臣(重光葵閣下) そこで労働年限が問題ですが、これは今御指摘のような問題なり、その他事業所における事業形態においての問題、或いは紡績工場等の場合とか、或いは普通の工場、或いは坑内関係、いろいろ事業所によつて違つて参つておりますことは、申し上げるまでもないのであります。今回五十五歳を六十歳にし、五十五歳を五十五歳にいたしましたのは、先ほど申し上げましたように、一つの観点をもつていたしたので、従つてこれの実施等におきまして、その準備期間というものを二十年置いたといふのは、そういう意味であります。一方現在のような情勢においては、例えば或いは事業或いは仕事によりましては、若くて一つの転換がなされて行く、或

○田畑金光君 関連いたしますけれども、只今厚生大臣の御答弁を承わつておりますと、諸外国の社会保障制度の趨勢等に鑑みて、この法律改正案を出されたということを承わりました、その点に関する限りは至極く結構なものと、満足の意を表したいわけであります。ところが法案の内容を検討してみますと、政府の都合のよい点は取入れて、都合の悪い点は何ら顧慮されていないという憾みが多いわけであります。そこで一つ私お尋ねしたいことは、御承知のように我が国もILOに加盟してから兩三年になろうといたしておりますが、一九五二年のILO第三十五回総会におきまして、社会保障の最低基準に関する条約が採択されて

○国務大臣(草葉隆國君) お話のように、ILOに対しまして、報告をいたした程度で、なお加盟の批准の手続が

の、社会保障関係におきましては、それらのことはなし得る状態ではないかと考えております。ただ、今回の厚生年金金は、受ける手当の四割以上であつたと思ひます、ILOのあれによりますると……平均いたしますと、まだその点を少し下廻つておると存じます。で、下のほうはうんとよろしくございまず、低額者に対する率は……。

併し上のほうが相当、二割三分程度になり、最高はそのぐらいの程度に……。短い期間においては二割一分程度にな

○田畑金光君　ちよつと只今の厚生大臣の御答弁私わかりかねるわけでありますが、近く政府としても社会保障の

政府のつておる労働政策を見ますならば、昨年の第十六国会におけるスト規制法案に端的に現われておりますように、団結権、団体交渉権を事實上抹殺しておる。或いは又年末における国鉄その他の三公社五現業におけるところの仲裁裁定等に対する態度を見ましても、全く公労法の精神を抹殺し

四〇%を下廻つてはならないというこの原則に対しても、今回の法案の内容においてはほぼ近い、同程度のもの

或いは又六十歳というもののに一応線を置いたとするならば余命年齢、こういうようなもの等について十分に数字的な根拠があつて厚生大臣の説明がなされておると思ひますが、この点について資料を要求すると共に、改めてそのような科学的な資料に基いて一つ厚生大臣の御答弁を承わつておきたいと

に對する問題につきましては、これは御報告申上げて、その内容について更にいろいろ検討いたしております段階であると存じます。これは直接実は厚生省でいたしておりますので、關係方面、關係省と連絡はいたしております。そこでこの最低賃金の問題等につきましては、労働省におきまして検討いたしておると存じておりますが、なお現在はまだそこまで行つておる段階ではないように承知いたしております。今度作りました厚生年金の基本的な資料等につきましては、年齢その他の、標準年齢或いは五十歳以上の年齢等につきましては資料を後刻お届けをいたしたいと思ひます。そういうのを中心にいたしまして、先ほど申上げましたように、この今私どもが年金額としてこれをいたしましたのは、現在加入しておられます人たちに對します給与の実態を中心にしてこの計算をいたしましたのでございます。従つてこの標準的な最低賃金或いは標準賃金というものの上ということよりも、現在實際支給しておりますのを分類いたしましたして、そうして幾らの人は幾らのパーセントになるという行き方で計算をいたして参つております。

○田畑金光君 厚生大臣の御答弁は非常に矛盾しておると考えるわけであります。年齢の五十五歳であるか六十歳であるかという問題は、成るほど資料にあるかも知れません。その資料は後刻我々に提供されるというお話でありますが、私は年齢の五十五歳、六十歳の資料を提供してもらつても、何

ら法案審議のプラスにはならんと考え
るわけでありませう。更に私のお尋ね
たしてあります本質的な問題は、一
体ILOの先はどうか申上げておりま
す。その趣旨を考慮してみますと、そ
の国の標準賃金の四〇%を下廻つては
ならない。でありますから私は一体我
が国の標準賃金というものはどの水
準、どのレベルにあるかというところ
に私は今回の立法の内容が、国際的な
水準に照してどういふ段階にあるか
というところが明らかにされようと思
うわけでありませう。ところがその点
になつて来ると、標準賃金について
も、或いは最低賃金等についても、ま
だ検討中である。ところが都合のいい
年齢の五十五歳か六十歳かというこ
とについては諸外国の先例にならつて
おる。ところが私厚生大臣にお尋ねし
たいのだが、あなたの御答弁によりま
す。と標準賃金という、給付の面にお
いては現在の給付を受けようとする
労働者の実情に即してこの法律を作つ
たのだというお話であります。が、そ
うするならば年齢についても当然に日
本の現在の経済の実情、或いは国民生活
の実情、或いは産業における労働者の
労働人口、労働生産年齢等を加味して
年齢については当然私は検討されて然
るべきだと考えております。現在の国
民経済、国民生活の実情に即して、或
いは企業における労働者の就業年齢等
を考えたときに、御承知のように日
本の企業におきましては五十歳乃至五
十五歳というものが停年制の一応の線
である。坑内においては五十歳という
ものが停年としていいほうである。そ
の他においては五十五歳である。これ
が今日の偽らざる現実の事実だと思

います。一体厚生省はこういう点につ
きまして統計資料等を持つておられ
るのかどうか。こういう点について、
給付の面におきまして実情に即して
この法律を作つたというならば、な
ぜこの労働人口等について実情に即
してこの立法を提案されなかつたか
、この点について改めてお尋ねし
ておきます。

○国務大臣(産業課長) ところで申
しております標準報酬というものは、
いろいろ建て方によつて違つて参る
存じますが、今回のこの厚生年金に
おいても標準報酬と言つて申して
おるものは、この一年の報酬の標準
となる報酬を以て参つたのでござい
ます。従つてILOで言つておる大
体の標準報酬という行き方もありま
す。よつては同じような場合もあり
ます。或いはとりやうによりまして
違つて来る場合もあるかと存じます。
全体から申しますと、この報酬の基
本になる標準報酬という考え方が強
いことも知れませんが、ここでいたし
ておるものは従来支給してございま
す。私が実際に申したのはその点で
ございまして、実際に従来支給を受け
ておるものが、その標準報酬に對する
年金額というものを現して参つたので
あります。そこで事實はこの現在受け
ておる金額に對する標準報酬という
意味で申上げたからさういふふうにな
つたのであります。

○田畑金光君 私のお尋ねしておるこ
とは、実際に厚生大臣の御答弁をその
まま受けて仮に承認するということに
して、実際に給与を受けておるという
意味の、そういう意味の標準額とい
うようなお話であります。が、さうす
れば私はお考えの基本的な思想とし
て、現在の実情に即して標準報酬月額
等についても一万八千円の限度を設け
たのだ、こういうふうなことだと思
います。が、さうしますと年齢の点に
ついて考えてみた場合に、現在の企業
の実情等を見ても、停年制とい
うものを仮に考えて見ても、坑内夫に
ついては五十歳、坑外夫については五
十五歳、一般産業等におきましても
せいぜい五十五歳というものが実情
であるといふこととあります。現在の
段階であるといふこととあります。殊
に今日のやうな経済不況期において
国民経済が非常に自立を求めて苦闘
しておる。そして又政府の施策のた
めに多くの失業者が出ておる。生活
困窮者が出ておる。こういうやうな
条件を背景として五十五歳の年齢を
引上げるかといふこととあります。引
上げられた人がたはど
うするかといふ問題が残されて来る
わけでありませう。現にすでに坑内
夫においては二千名前後の老齢年金
を支給する人々が出ておるはさうで
あります。で現在こういうやうな状
況の下において、なぜ年齢のみを現
実の実態から遊離して諸外国と肩を
並べて六十歳といふやうな高
い線に引かれたのか、この点について
私は先ほど来お尋ねしておるわけ
であります。

○国務大臣(産業課長) これは先ほ
ど来護々申上げたつもりでございま
すが、私の説明が或いは不十分かも知
れませんが、本年からすでに坑内夫の
給付が始まつて、従つてこれらの方
々に對しましては、当然今度の改正に
よります支給額で参る。当然これら
のたちに対しては従来は行方をして
参りまして、六十歳にならないと
差上げませんといふ意味じやないの
であります。六十歳になりますと、
そこに先ほど申上げた準備期間を
置いてやつて行く。現在の状態から
今後は大体坑内夫七千九百六十四
名程度支給を開始する予定でござい
ますが、従つてこれらの方々に今
度は改定して参ります。だか
らこれらの方々は或いは五十五歳
或いは六十歳と、それまで
待つて参らうといふ行き方はとら
ないで、その間の準備期間を二十年
置いて、だん／＼に小刻みにやつて
行く、こういうので影響する点を
なくして参りたい。全体としてこれ
を従来五十五歳といふのを二十年後
には六十歳といふ一つの線をやつて
行くといふふうな改正をいたしたので
ございませう。その六十歳といふの
のはどの線で押して来たかとい
ふので、先ほど来だん／＼と御意
見を拝承して私どもの考えている
点を申上げたやうな次第でございま
す。

○竹中勝男君 今の年齢の問題とは別
なことですけれども、いわゆる五人未
満の事業所にいるところのものが今
度の厚生年金保険法に洩れてゐるわけ
なんです。これも又日本の経済を背
景としたところの日本の産業の特
殊性からやはり考へて行かなくちゃ
ならないといふふうな考へてござ
います。日本人の労働可能な年齢とい
ふものはやはり今もお話があつた通
りに、高熱の熱処理だとか、いわゆる
体力の非常に消耗度の早い作業が
日本の産業労働の一つの特色になつ
てゐると思ひますが、六十歳まで
そこで働かすことが理想だとい
うのは、現在においては少くともその
能力がないと見なければならぬと思
ひますが、これは今の御説明に對して
は私はよくまだわかつていないので
すが、少くとも日本の産業は、非常
に零細企業がむしろ中心になつて
ゐる。日本は國なんです。殊に弱
小な資本によつて構成されてゐる
日本の産業の実態は、非常に小
さい企業、従つて例へば十人使つ
てゐる、十五人使つてゐるとい
うやうなところでも、五人以上
といふやうなところでも、ありま
す。即ち常備の雇用者といふもの
よりも、非常に臨時的なものに
これを切替へてしまふ。或いは臨
時的な雇用に切替へる虞れ
がある。事實それはやつておる
ので、小さい企業では……、殊に京
都市の産業などを見ますと、殆ど
京都市の産業といふものは零細な
もので、西陣の機業にしても、清水
の機業にしても、染織関係等は……
さうするところの厚生年金保険法
といふものには、京都市の都市に
働いておる大部分の労働者とい
ふものは漏れてしまふことにな
るのです。私は質問を長くします
けれども、一氣にして一回だけし
たいと思ふのですが、それで一体ど
れくらいさういふ五人未満の事業
所といふものに雇用されておる
労働者があるかといふことをいつ
か私お伺ひしたと思ふのですが、
百三十万くらいかと思ふので
すけれども、私の記憶違いかも知
れませんが、これに急遽に一つ成
るだけ早い機会に、これを調査し
て、これを調査してこれがやはり
年金保険法の対象になるやうに
一つ政府当局としては努力され
たいといふ希望を委員会でも述べ
たのですが、それに対してはその調
査する企業

だとか人員だとかいうものを是非この際とて頂いて本気でこれはやはり促進して頂きたいと思うのですが、私の質問の要点はそういう実態上の準備をすでに始められて、来年度の三十年度の予算に始められておるかどうかということですね。これは社会保障制度審議会のほうでもこれは私も強く要望しておる事柄なので是非実現して、できたら一年間の調査期間で来年度三十年度からはこの五人未満のものもこれを対象とできるように促進して頂きたいと思うのですが、その準備の点について……

○国務大臣(宮澤隆雄君) 実はお話の点私ども是非何とか急いで取運びたいと考えております。実は今回はそのところまで準備ができませんでした、いろいろ問題がまだありますので、と申しますのは只今の話もありましたが、大体私どもの現在の計算では、五人未満の事業所は百三十万カ所ぐらいいある。それに働いておる人たちを入れまして三百三十万人ぐらいいなる。そこで現在適用いたしております事業所が二十万三万ぐらいいでそれに働いておるこの被加算者が七百六十七万、二十万三万カ所で七百六十七万でありますのに五人未満は百三十万カ所の多数になつてその数が三百三十万という状態でございます。そしてその労働の実態が従来の一応の調査では誠に多種多様になつております。その実態を把握することが大変困難であります。それから雇用形態が様々になつておる、従つて賃金が各種各様になつておるという状態でありまゝから、これらを実は早速二十九年度から調査を始めたとい存じます。その調査は主として現在各府県に

保険課を置き並びに保険出張所等を相当全国に網羅して持つておりますから、これらを中心に、こればかりでは勿論できませんが、これらを中心にいたして参りたいと考えております。費用ももちよつと正確な数字を持ちませうが、費用も計上いたしております。そこでただこの中小企業の経済的な面と与える影響を相当検討して参らなければならぬのではないかと、それから相当事務が複雑いたしておりますので、現在この保険事務に全国に携わらせておりますのが、二千七百五人でござっております。これが現在六休普通になつております。従いましてこの記入簿等も外国式にやるように今度変えなければならぬと思つております。そういうのと合せまして百三十万カ所、三百三十万という多数になつておりますので、これらの点も合せ考えながらいたして参りたいと存じておりますが、併し要はこの五人未満の人たちを把握する、或いは被保険者にするということについては御意見の通りに行かないと、現在の五人以上では日本の中小企業の実態から考えて厚生年金としては十分ではない、こう考へておりますので、これは急いでいろいろ調査をいたしまして進めて参りたいと考へます。

○中野勝男君 それに関連してもう一言だけ、大変結構だと思ひますが、無論個々の経営者の事業主の団体というものが増大して、企業経営の面によは考へなければならぬという点はあると思うのですが、実は日本の零細企業の労働者というものが非常に多量に存在している。こういう人たちに何ら

労働組合もないし、例えば他の社会保険の対象にも殆どなつていない。京都で漸く西陣に今度は健康保健組合ができるわけですが、それとどういふ状態で、厚生年金保険にからないというふうになると、結局こういう零細企業から脱落するところのものが今度は社会扶助の対象になるわけですね。又年齢が六十歳で五年間も生活の道がないというふうには、停年制との開きが五カ年出て来るというふうになると、ここから社会保障の対象になるところの貧窮者というものが出て来る。国家がやむを得ない財政支出の面をどういふ人たちの救済しなければならぬといううことになれば、やはりこれは働く者の負担に税金によるところの財政、即ち働いておる者の負担、或いは事業主の負担と別の道においてこれが負担になつて来るわけなんです。そういう意味においても零細企業の五人未満の労働人口、雇用人口というのに対しては徹底的な調査と早い機会にその対策を講ずるということが、日本の経済のやばり差し迫つた要請だと私は考へておるのですが、どうぞ思い切つてこれは調査費が幾らかかつてもこれは国の財政の上からプラスになることですから、徹底的に保健所の出張所だけではなくて、もつと地方の行政機関をフルに使つて十分の予算を以てこの一カ年に徹底的にこれを調査して来年度の予算には再来年度の予算にはそれが組めるようにして頂きたいと思ふ。それは希望の点です。

○吉田法晴君 議事進行について、先ほど冒頭に委員長は副総理は云々と、それから大蔵大臣はおつたというお話でしたが、どうなりましたのですか。

労働大臣も労働省関係の代表も誰も出て来ないのですか、来ておられれば一つ伺ひたいのですが、与党の委員もいない、(「いるよ」)と呼ぶ者あり)極めて不熱心で我々まだ質問をたくさん持つておるのですが、この委員会の空気はだれてしまつてまだ続けるのですかといつたような調子になつてしまつた。大臣なり、それから関係者の出席について委員長から一つ弁明を願ひたいと思ひます。

餅屋で、こういうようなことは地方の機関としては労働基準局があるし、府県の労働部があるし、こういう機関を動員せん限り、保険出張所の末端を動員しても、一体五人未満、百三十万カ所の三百三十万に上る事業所の賃金調査ができるかどうかというところは、私のおのずからもう明らかだと思つておる。年金法に關してのみ厚生省の、而も末端の貧弱な保険出張所が動員されるといふことになつて来ますと、これは本来の仕事忘れて労働行政の仕事に閑居しなうやうなやつになつてしまつて参りまして、そういうことはお互に本省同士或いは地方の機関同士協力して、そして正當な機関を通じてそのような調査活動等はやられたほうが、国政全般の運営においても結構なことじゃないかと、こう考へますので、かような問題等もやはり労働大臣の出席がなければ審議を進めて行く上におきまして非常に支障があるわけでありまゝ。一つ委員長におかれましては適當な機会に、本日というわけではありませんが、労働大臣等の出席の上立つて又改めてそのような機会を持つてたら、なほ結構だと考へます。

○吉田法晴君 労働大臣は呼んでいないかつかつたことではあります、先ほど田畑委員から質問が出ましたが、ILOの条約に關連して厚生年金の支給額の問題等も出て参りますが、労働省からは問合せなり、或いは出席の必要性云々についても問合せがなかつたのですか。

○委員長(上條愛一君) ありませんで

○吉田法晴君 労働大臣は……

○田畑金光君 労働委員会と厚生委員会との連合委員会ですから、労働大臣はやつぱり出席願わんとこの審議に相當に支障になるのじやないかと思ふのです。只今の調査の問題等に関しましては、私同つておりました、先ほど厚生大臣の御答弁によると、五人未満の事業所、百三十万カ所について全国の保険出張所を動員して賃金の実態等を調査されるというふうなお話でありまゝが、非常に私は結構なことだと思つておる。併し一体できるのかどうかという問題です。御承知のように労働省においては標準賃金算定ということで、先般来大變馬力をかけておるやうであります、やはり餅屋は

○吉田法晴君 この前にも教育二法案

少い。恐らく昭和十六年から始めて今年受給資格者が先ほど七百幾らというお話でございましたが、大半は今までの間にかけ捨てにやめてしまつてゐる。終戦直後に帰つた者もおりますが、或いは整理された者もある。これは山が整理した者もあります。それから去年ぐらゐから緊縮財政ではありませんが、政府の指導によつて整理をして来た。或いは賃金も抑える、或いは合理化の方策で首を切つて参りました。その結果大半は退職してしまつて七百名が残つてゐる。更にそれが六十歳まで働けと言つても、恐らくこの十年、二十年の間に坑内を十五年やつて六十まで働ける人間は私はないと思ふ。あり得ると言ふならば、そのあり得る政策を一つお示しを願ひたいと思ふのでありますが、そうすると五十五歳でも私は問題であつたといふのに、六十歳にして、そこまでするに、労働耐用年数があると言われるならば、それを一つお示し願ひたい。

○政府委員(久下勝次君) 坑内夫の問題につきまして私からお答えを申し上げます。いろいろな面に亘つてお尋ねのようであります。先ず基本的な点から申上げたいと存じます。坑内夫につきましては、一般労働者と違ひまして、その労働の実態から考え、その資格期間が一般のものに比して五年短かく、十五年で資格年限が開始するようになつてゐます。併しながら十五年坑内夫として働いたといふことは確かにその人の労働能力にも大きな影響を来します。十五年間だけ坑内夫でありましたら、その後他の職場に転換しても、それはわかつてゐる」と呼ぶ者あり。五十五歳で開始をする

ということにいたしましたのであります。それから現行法にございます継続した十五年間に十二年間という特典の問題であります。これは坑内夫につきましては現行の制度は二重の特典を与えておるといふふうにも考えられます。で、その面だけは今度の改正法では將來に向つては廃止をすることにいたしました。結局資格期間を一般よりも五年間短かくするといふことで、釣合ひとしてよろしいのではないかと考えて改正をいたしましたのであります。御指摘のようにこの法律施行のときに現に坑内夫であります被保険者については期待権を尊重して、従来の継続した十五年間に十二年間という特例な期待権としてみて行くように考えておるのであります。

○吉田法晴君 事実の説明だけ、或いは法案の説明だけで、先ほどの五十五歳を六十歳にしたといふ点が合理的といひますか、或いは可能であるといひますか、御説明に対して、坑内夫を戦時特例によつて十二年間或いは今後十五年働いたから五十五歳になつたらその五十五歳までが坑内夫であらうと坑外夫であらうと、それは問うところではない。勿論それはわかつておられます。併し十二年とか或いは十五年、普通の場合十五年ですが、十五年坑内夫で働いて、そうして五十五歳まで働いたといふのは実際には少い。これは坑内夫の平均勤続年数をとられたら、或いは炭坑夫の坑内から坑外を通算して働いた者の勤続年数をとられたらわかるかと思ふ。五十五歳までは極めて稀である。恐らく五十五歳前後になりまして、四十五歳ぐらゐになつて、四十歳を越して坑外に上つた者は恐らくこれは稀夫でしよう。併し

ながらその難夫が五十五歳になつたときにはもう労働能力というものは殆んど失つてゐる。それを六十歳まで延べたとしても、それは政治的な年齢については、労働に堪へ得るだらうと言われるけれども、実際の労働能力を失つておるといふのが現状です。それが若しお調べになつてどうでないといふ資料があるならばお示し願ひたい。更に六十歳まで延びた、恐らくその場合には私は今の七百とか何とかいふ問題でなくて、半減以下だらうと思ふ、実態を考えられたら……。

○政府委員(久下勝次君) 重ねて私からお答えを申し上げますが、十五年間坑内夫としての被保険者期間を充たしてありますれば、その後他の業種に変わらしても五十五歳に達してといふ一般の者よりも五年短かい開始年齢にいたしておるわけでございます。従いましてただ問題は、十五年充たさない、十五年坑内夫として働かなかつた人の関係がございます。坑内夫を数年やつた、その途中で他の職場に移りました、その場合は、これは御指摘のように六十歳になりますけれども、十五年間坑内夫としてやりますれば、その者はその者として他の業種に変わらしても、開始年齢は一般より五年短かくなるわけでございます。

○吉田法晴君 法律の解釈をされるから……五十五歳、六十歳といふその法文の解釈で答弁されたのであります。問題は五十五歳を六十歳に延ばしたといふのが、これはまあ政治的な理由であるかどうか知りませんけれども、労働の耐用年数といふもの、それから社会的な停年制に關連した社会的な労働停年制、まあ制度なり或いはそれまで使うかどうか、こういう問題に關連して御答弁を願つたところが、六十歳までは働けるようになるだらう。或いはまああるといふことはお話になりませんでしたけれども、なるだらう、こういうお話ですから、そこでまあ実際の労働の耐用年数といふものを申上げたわけです。炭鉱の場合に坑内を十五年働いておれば六十歳なら六十

か。先ほどの厚生大臣の答弁から言つて、どういふ工合に具体的な合理化をされるのか、事例を挙げましたから御答弁を願ひたいと思ふ。

○政府委員(久下勝次君) 重ねて私からお答えを申し上げますが、十五年間坑内夫としての被保険者期間を充たしてありますれば、その後他の業種に変わらしても五十五歳に達してといふ一般の者よりも五年短かい開始年齢にいたしておるわけでございます。従いましてただ問題は、十五年充たさない、十五年坑内夫として働かなかつた人の関係がございます。坑内夫を数年やつた、その途中で他の職場に移りました、その場合は、これは御指摘のように六十歳になりますけれども、十五年間坑内夫としてやりますれば、その者はその者として他の業種に変わらしても、開始年齢は一般より五年短かくなるわけでございます。

○吉田法晴君 法律の解釈をされるから……五十五歳、六十歳といふその法文の解釈で答弁されたのであります。問題は五十五歳を六十歳に延ばしたといふのが、これはまあ政治的な理由であるかどうか知りませんけれども、労働の耐用年数といふもの、それから社会的な停年制に關連した社会的な労働停年制、まあ制度なり或いはそれまで使うかどうか、こういう問題に關連して御答弁を願つたところが、六十歳までは働けるようになるだらう。或いはまああるといふことはお話になりませんでしたけれども、なるだらう、こういうお話ですから、そこでまあ実際の労働の耐用年数といふものを申上げたわけです。炭鉱の場合に坑内を十五年働いておれば六十歳なら六十

歳となり得るといふならば或いは他の産業の場合に製鉄なら製鉄の圧延作業の例をとつても同じことです。圧延作業のこれは三交替よりもむしろ四交替が妥当だといわれるような労働の態様で、それは十五年のあればございませうから、五十五歳までその五十五歳が六十歳になる。それでも製鉄で使うか或いはそうでなければほかで働いて六十歳までは働けるだらう、二十年経つ間にそこまで行くだらう、そういうお話ですから炭鉱の例を引いたのでありますが、それじゃ八幡製鉄の例をとります、圧延作業に従事した者が圧延作業には五年か六年しか就かなかつたとしても、他に変わったとしても六十歳まで働かなかれば養老年金その他がもらえないといふことになる。そういうのが先ほど御説明のようになつた六十歳まで働けるかといふことになりませんか、ということになります。それについてはどういふ御答弁をなさいますか。

○政府委員(久下勝次君) 私のお答えの仕方が十分であつたのかも知れませんが、六十歳まで何らかの形で労働者として働いて頂けるであらうといふような予想でございまして、この点は現在、先ほど来大臣からも續々申上げておられますように、最近の我が國の平均寿命、或いは六十歳以後の平均余命等を見ましてもうそういうことが推測されるといふふうにも考えたのでございませう。先ほどのお尋ねに對しまして私が坑内夫としては五十五歳になればもう労働不能になるといふお話でございまして、それは坑内夫で十五年間やりました人につきましては、五十五歳で開始をしてやりますといふことをお

答へたわけでありませう。問題は確かに五年間開始年齢を引上げますことは、坑内夫及び一般の労働者を通じては相当社会的に、或いは労働者それ自身の労働条件につきましても大きな影響のあることであることは私も聞いています。この点は先ほど来大臣からも幾々お答えを申し上げております。そうした社会的な影響のありましても考慮いたしまして、差当り三年間は現行通りの開始年齢が今後行われて、それから三、四年ごとに一年ずつ延びるというような極めて漸進的な方法をとります。そして、その方面に対する影響を極力少くするようにしたいというふうな考え方をとりましたものでございませう。実際問題として制度全体として考えます場合に、私も、私としてはこういうふうな平均寿命が延びて参りました現在の数字を見て、それに基いて又将来の見通しを考へて行きますときに、我が国の人口構成は今後ますます老人層というものが多くなる傾向にあるのではないかと。そうならば日本のような国においては確かに先ほど来御指摘のような雇用の機会等が少いということも考えなければならぬ。又同時に今後国全体としてやつて行かなければならない場合を考へました場合には、どうしても年金をもらつて、もつたというものは語弊がありますが、年金の支給を受けて生活をして行く人、それから実際に働いてこれらの人たちの年金の支給を可能ならしむるような人々との間の振合いというものを考へて行かなければならぬと思ひます。こういうふうな

考へ併せまして、まあ労働可能かどうかということになります。確かにお話をうかがうと重労働或いは危険作業等に例をとりますれば、そう年老るまで働けるものとは私どもは考へておりませうけれども、但し、全体として考へて参りました場合には、そうした雇用の機会等今後漸次減つて行かざるを得ないのじやないかということを一面に考へておるものでございませう。そうした問題との見合いと申します。か、見当を深く考慮をいたしまして、将来の行き方としては、やはり六十歳の開始年齢にして五年引上げというものが私どもこの制度を考へるものとしてはとるべき筋ではないかというふうな考へておるものであります。

○委員長(上條愛一君) 緒方国務大臣は衆議院の本会議に出席中とのことでありませう。それから労働大臣は衆議院の法務・労働・人事の連合委員会に出席中だということでございます。

○吉田法務大臣 大臣に質問をして、間に、恐らく平均年齢といふことが、生理的な寿命が延びたといふことから、だるうという答弁はございませう。したが、測らずとも今そういう御答弁がございませう。そういう生理的な平均年齢が延びた、これはまあ結核の薬が完達したりしたしまして、最近結核がなる病気がなくなつてしまつた。或いはズルファミン剤その他によつて病気による死亡率というものが非常に減つて来た。そういうことから平均寿命も延びたといふことはこれはわかる。併し問題は労働年齢だと思ふ。だから厚生省は厚生省でとられた平均年齢の延長ということでは、これは間違ひが起る。そ

こでまあ労働大臣おれんから申上げますが、問題はこの年齢は労働の年齢、労働可能な年齢なんです。労働可能な年齢が五十五歳から六十歳に上つたという資料があるのなら、これは私も納得します。併し先ほど申し上げたように、炭鉱の例をとつたり、或いは八幡の庄延作業の例をとつたり、労働の実態というものは余り変つておらん。これは恐らく戦後の日本の経済復興、或いは生産性の回復、或いは発展の指数を見てもわかるのであります。が、労働の態様というものは殆んど變つていないのじやないですか。そうすると労働の平均年齢というものは私は上つてゐると思ひませう。そうすると五十五歳を六十歳にし得る数字というものは、労働年齢については或いは労働力なら労働力の年齢的な測定というものをやるなら、恐らくこういう根拠は出て来ないと思ふ。だからそういう事実があるのかどうか、その数字によつて御証明を願ふのなら私も納得します。恐らくなかつたと思ひます。それからその労働年齢を長くする、政治的な施策をやる、例えば労働力を年齢的にすり減らすような労働をやめてしまふのだ、或いは機械的をこつ工合に進めるのだ、労働の負担をこんなに軽減するのだ、更に先ほど申しました六十歳までは首を切らんのだ、政治として首を切らんのだ。従つて恐らく民間も六十歳まで首を切らんのだ、五十五歳が労働力も関連して六十歳まで延びたのだらう、そういう施策をとるといふのなら、私もその点について諒とせんことはないけれども、そういう科学的な根拠もなく、或いは施策というものは何もなく、た

だ平均寿命が延びた、或いは余命が延びたといふことだけで、六十歳に変更されることはこれは改悪じやないか。改悪と言われる点について何ら反論がなからうと言つたところが反論されまして、挙げられた理由は生理的な寿命だけ……、改めて一つ御答弁を願ひたいと思ひます。ただ言われたのは、老齢期の人が殖える、その老齢になつての生活費、これは恐らく生活保護法によつたり、或いは社会事業によつて養老院なり何なりに入れるでしよう、その程度の生活水準を考へて、その程度の生活水準をこの厚生年金保険が保障すればいいのだという趣旨の答弁であつたかと思ひます。これはけしからぬ話であります。厚生年金保険法はそんなものじやなかつたと思ふのであります。みづから働いて、或いは五十五まで精一ぱい働いて、そしてその老後をどうするかという問題から私は出発してゐると思ふのであります。一般的な老齢になつたの、今の低い社会保障制度の下で養老院なり或いは生活保護法によつて得てゐるものと同等であつてよろしい、こういうことを言われるのかどうか。これも附加してありますけれども、御答弁願ひたい。

○政府委員(久下勝次君) 私からお答え申上げますが、先ず第一に申上げたと思ひますことは、厚生年金保険の制度が現在の建前といたしましては、いづれも私が申上げるまでもなく、保険制度であり、被保険者の相互扶助の考へ方で行われておるものでございませう。そういうふうなものが又財源的に申しまして中心になつておる制度でありますので、言葉を換えて申しますれば、今日及び将来の労働者及び事業主の掛金によりまして、これから将来の老齢人口を養つて行く、養つて行くと言ふと、語弊がございませうが、所定の老人の給付をいたさなければならぬわけでございます。そういうことを考へ合せましたときには、平均余命だけの数字を申し上げましたことは、或いは私は多少見解を異にするのかも知れませんが、結局半面から申しますれば、この制度自身の中に、疾病の状態になつて労働に従事できない人に対するのは、障害年金を支給する制度があるわけでございます。そういう限り、特に六十歳に至る程度までは、何らかの仕事に従事できるのではないかと考へてゐる。そういうふうなことも再々考へ合せまして、将来の方針としては現在数字の示すところに基づきまして一応六十歳開始という方針をとりまして、ただ併しこれは二十年後に実施になるという制度でありまして、現実にはよく申上げて参りますので、現実の問題としての調整と考へるものであるというふうな考へてゐるものでございませう。労働能力があるかないかというふうなことにつきましては、そういう統計も、資料も正確なものにはございませう。問題は要するに生命表でありませう。問題は平均余命というふうなものに頼つて御説明を申上げる以外に、五十五歳乃至六十歳の人たちがどういふふうな健康状態にあるかというふうなことにつきましては、的確な資料はございませうけれども、少くとも私どもの統計によ

りますれば、その年齢、五十歳乃至五十九歳時の人たちの相当多数の人が、現実には仕事に従事しているという別の統計もあるわけでございます。そういう点も考えまして全体として考えました場合には、特別の疾病等によつて廃疾の状態にない限りは、何らかの職場においてまだ働き得る人ではないかというふうな考へるのであります。

○吉田法晴君 保険だからというお話でございますが、本人、事業主の負担の範囲内でこの労働者の余後を見ようというのではなくて、国の負担、国の責任を制度の上でもつと出すべきじゃないか。これは一番最初に大臣と討論したのであります。保険の範囲内だけで、財源がこれだけだから、これだけしか出さんという、こういう御議論は一つやめてもらいたい。

それから何らかの仕事をしているというところであります。或いは失対事業等に働いておられますの中にはそういう者がいるでしょう。或いは実際見てみますと、整理された人が社会保険制度の不備のために失対事業にでも働かなければならぬ、こういう実態はこれは失対事業の相当部分の中に入つておる。従つてそういう数字から何らかの仕事をしていると、五十五歳を過ぎて働いておる者があるというこれは説明かも知れませんが、これは日本の現在の政治の貧困を物語つてはおつても、決してこの五十五歳を六十歳に上げ得る根拠にはならぬ、もう少し科学的な資料で御検討を願いたいと思ひます。労働省はおられませんけれども、或いは坑内夫について十五年という特例が考えられたと同じように、或いは重労働する者については五

十五歳というものさえも私は高過ぎると思う。その点は一考願されんことを望む。或いは六十歳というものが私どもの知つておる範囲内では改悪だと思ひますが、それらの点についてはもつと科学的に御検討を願ひたいと思ひます。そして厚生委員会では御修正を願うか、少くとも将来に亘つては御修正を願うように、労働年齢或いは労働の性格に関連してその測定に従つて御考慮、御勧考を願ひたいと思ひます。

それからそれをやつておつてもきりがございせんから具体的に一つお尋ねをしたい。脱退手当金に關連をいたしますが、先ほどもちよつと触れましたが、戦時中の坑内夫の十五年云々というところで、今まで一番近く厚生年金をもらへると考へて働いて来た、或いは掛金を支払つて参りましたのは、これは炭坑の坑内夫だと思ふのです。その坑内夫の大部分が今までにやめた或いはやめさせられた、そうするとここに八百億という基金ができておるわけでありまして、その基金を期待した、或いはもらい得ると思つて今まで働いて来た者は、大部分これはもう現在にいはやめさせられた者だと思ふのです。或いは、税退手当金の問題について、これは条文を私がここで申上げるまでもなく、一般の人について或いは女子の脱退手当金について改正もなされておりますが、今この八百億の半分と考へれば四百億であります。四百億を積んで来た労働者の大部分はすでに受給の資格を失つてやめておる。これについてどういふ工合にしたいのか、女子の脱退手当金のごときは、六月で十五日或いは一年

で三十日といったような現行法を二年経たなければならぬと、こういう工合に、これも改悪だと私は申上げますが、改悪をされております。一応法定年齢に達した期待権というものは、改正法でも一応保障はされておるやうでありますけれども、もつと広く今まで十二年或いはそれ以上の戦後の十五年、具体的に言いますと昭和十六年から終戦まで四年五ヵ月ですが、それにその後の年数を加えて十五年経つたらもらへると、こうして働いて参りました或いは掛金を掛けて参りました人間の大部分に対して、どのようにこの厚生年金の恩恵を受けることができない者に対して、まあ期待権と申しますが、期待に対して応えようとするのか、これは今後とも起る問題であります。過去においても八百億を積んで参りますまでも、すでに潜在的には起つておる問題であります。今後とも起る問題であります。改悪と関連してどういふ工合に考へられるか。

○國務大臣(重光葵) ちよつと一、二の点、私からお答えをしましては又局長からお答えしますが、お話をいたしました坑内夫だけの問題を考へるべきじゃないか、これは御尤もですが、いろいろ關連が有りますので、例へば製鉄の熔鉱炉の問題とかこういう点はもう少し検討いたして参りたい氣持であります。

それから先ほど坑内夫の本年は大体七千九百六十四人ぐらゐの開始と予想いたしております。他の点は局長から一つ……

○政府委員(久下勝次君) 一般被保険者の期待権についてのお尋ねでございます。先ず從來長く被保険者でありまして、保険料を納付いたしました人たちが年金の受給年限を満すことなくしてやめて参りました人、或いは今後やめて行く人々に対しては、從來の現行の制度にございまして脱退手当金の支給があるわけでありまして、その点におきまして既得権は十分尊重されて行くものと考へます。又この法律が国会を通過いたしました後のことを想像して申上げますと、脱退手当金の額につきましては後ほど申上げますが、現行法よりも内容は給付の額が落ちておりますが、併しながらこの法律施行の時を境にいたしまして、少くとも現行法の時代において期待をされておつた受給額はそのままの期間に應じて支給するようにし、新しい脱退手当金はその後法律施行後の期間に應じて出すように考へる次第であります。その他各種年金につきましても期待権はできるだけ尊重いたしまして、少くとも現行法で期待をされておる受給の内容を下廻らないようにそれ／＼期待権及び既得権を尊重するように考へておる次第でございます。

それから女子の脱退につきまして脱退手当金を支給する条件が強くつたというふうなお話でございますが、この点はもう御承知だと思ひますけれども、女子につきましては二つの資格期間がございまして、即ち脱退手当金を支給を受けます条件として、先ず一般的には五年の資格期間が必要でございます。これは現行法の条文でございます。そのほかに特に昭和二十三年の改正で設けられましたのが分曉と結婚のために条件と資格を喪失いたしました

場合には、御承知のように六ヵ月という非常に短期間の支給が行われておつたのであります。そこで今回の改正に當りましては、その一般的な五年という資格期間と、それから分曉結婚のため六ヵ月という期間の中間をとりまして二年間という資格期間を設けまして一般男子と同様な制度をとりましてわけございまして、一面においてはきつくなつておりますが、一面においては条件を緩和いたしましたつもりでございます。

それから脱退手当金の額が現行法に比較して相当下つておりますことは御指摘の通りであります。この点もとも脱退手当金と申しますものは、この制度ができました当初から、本人の掛けた保険料に利子を加えた程度のもを還付するというのが建前でございます。ただ昭和二十三年のインフレ進行中の改正によりまして、保険料率を大巾に引下げましたにもかかわらず、脱退手当金の支給額を下げずにおいたのであります。これは近い将来におきまして合理的な改正が行われることを期待して、当時の暫定的な措置として行われたものであります。今日におきましては各方面におきまして脱退手当金の支給額が大き過ぎるというふうな御意見もあつたので、その辺を本来の筋道に戻した次第でございます。要するに結局脱退手当金の支給に廻つて行くわけでございますので、全体としてはこれで筋も通り、調子も合つて行くものであるというふうな考へておる次第でございます。

○委員長(上條愛一君) 緒方國務大臣は、できれば三十分程度の間に御質問

をお願いしたいとありますが、それでは、御質問がございまして、今お尋ねをしたいと思います。私が説明するまでもなく、昭和十六年厚生年金法が施行せられましてから今日までに、これはまあ二十九年年度予算による積立金額であります、八百億ばかりの積立金額ができるはずですが、これは今申上げたように旧法によつて或いは抗内十五年、その中には戦時特例の十二年というのがあります、働いて五十五歳になるならば厚生年金がもらえるだろうとして、營々として働いて来て、その中から掛金を積んで来たものであります。

それに事業主の積立が加わつておるとは勿論であります、ところがこの法律によつて物価の高騰に即応して給付金額が上げられておらないで、抑えられておる。一万八千円ということでは報酬月額が抑えられておる。それからこの資金の運用にいたしまして、極めて一部分が厚生年金病院その他に労働者が使用し得るように使われておるだけであります。法律そのもののについて、今まで積立てて参りまして、そして相当の保険金がもらえたと期待した労働者、或いはやられると思つた事業主の期待にもこれは反しておるわけでありまして、それから基金の運用にいたしまして、もうそこそこありますが、そういう点について内閣として、或いは副総理として、より以上に支給をすべき

ではないか。或いは運用についても、つと考へなければならぬと思はれるかどうか、一つ承りたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤謙吉) 御指摘のうちに本年度末になりまして、積立金が大体千六百九十九億九千万円と予想いたしております。十年後は五千五百四十億、先のは一千六百九十九億九千万、十年後は五千五百四十億を見積つております。従つてこの積立金の管理運用或いはこれが還元融資等について、もう少し被保険者に有利になるようにいたすべきものでないかという御指摘だと存じます。実は二十七年におきまして十六億、住宅と病院とに十億と六億、二十八年度におきまして二十五億、住宅と病院におの／＼二十億と五億、これだけを融資をいたした参つたのであります、二十九年度、本年度におきましては三十五億を予算に計上いたしておりますが、内容は今後検討いたして参りたいと思ひております。だがこれではなお不十分である。それだけの積立があるなら、もう少しわゆる被保険者の福祉増進等にもう少し十分に廻すべきものでないかという御意見であると存じます。か、この点に對しましては、今後は本年度は三十五億でございまして、それよりも更に相当つと増しまして、それを被保険者の福利のほうへ廻して参りたいと思ひております。一応本年度は三十五億にいたしております。又この保険金、積立金がかように増額いたして参ります、これは結局一種の還元積立という立場をとつておられますので、従つてこれに合致して同庫の交付金、負担金を出す。それによる利率等

の計算をいたして給付を考へて参つております点もございまして、給付のほうにおきましては従来よりも相当今回は全体をいたしましては思ひ切つて増額をいたしたつもりでございまして、現行法におきましては主として養老年金を中心になつて参りますが、月額百円、年額千二百円とこうなつておるのを、今度の改正では最近二万六千七百円年額といたしまして支給することにした状態でありまして、そのほか只今局長からお答え申上げましたような状態をございしますので、全体にいたしましては相当給付額の内容並びに額をすつと思ひ切つて増額いたしております。

○竹中勝男君 折角とつたに承られな副総理が、この委員会に見えておられるので、又小さい問題はわかれておられないというのが當然だと思ひますけれども、二つだけ御質問したいと思ひます。

一つは、この厚生年金保険は、将来の日本の社会保障制度を確立して行く上の基礎になる。即ち老齢の場合、障害の場合、遺族に対する生活を保障する基本的なこれは長期年金保険法なんです。これが将来全国民を対象にする全国民の老後を保障する少くとも法律の基礎になるというものはつきりしておるわけですね。即ち国民年金保険法をやる上、これが基礎になる。ところが現在この年金法が各省に分散しておるのです。そうして形態も恩給局とか、共済組合とか、退職金制度とか、或いはこういふ労働者の年金というふうな種類も所屬の省も違つたために非常に等差があるのです。金額の上においても或いは年齢の上においても、公務員が五十五歳であるのに労働者は六十歳、更に体力を消耗しておる労働者が六十歳で、より消耗度の少ない公務員が五十五歳というふうな矛盾が出ておる。或いは副総理の政権の下で軍人恩給法というものができておる。これも又国民年金保険を確立する上においては非常に障害になり、でございまして、従つて私のお尋ねしたいことは、将来これを統合した国民年金保険法に作り上げて行く上において、日本の厚生行政、労働行政を統合した社会保障省とか或いは社会労働省というふうなものにまとめて行かれるような構想を持つておられるかどうかということをお尋ねしたいのです。

もう一つの点は、今問題にしておつたんですけれども、この法律では五人未満の事業所に働いておるところのものは洩れておる。併し厚生省の意向としては、これを早急に徹底的に調査した上で成るだけ早い機会に五人未満の事業所にもこれを拡大したいという御意見なんです。希望なんです。ところが、百三十万の事業所に分れておる。五人未満の……そして三百三十万人はどの人がいるわけですか。これをこの法律の対象にするためにしつかりしたことをつかんで行く、調査して行くことが必要なんですけれども、現在の厚生省の予算だけでは恐らくこれはこの一年くらいではできないだらう、又期間の上から行つても、即ち保険出張所などを通して調査するよりほかに、厚生省がするにすればさういふような方法しかない。やはりこれは政府としては労働省にも関係がある。労働省の協力も得なければならぬし、地方庁

の協力も得なければならぬし、この調査をする上においては、相当の予算を持つてからなければ本當な調査ができない。一体日本の行政の基礎になる客観的な科学的な調査資料というものが實際に備へておる。そのために議論ができない。みんな主観的な議論にばかりになつて、けんかになる、言ひ合ひするやうなことになる、言ひ合ひするやうな点になつてしまひますので、こういう点においては先ずこの実態をしつかり客観的に、科学的に把握するための費用というものを、財政の中に少し思ひ切つて取られることが将来の国民経済の上に却つてプラスし、それが決してマイナスにならないと思うのですが、さういふ点について政府としてのお考えを伺いたいと思ひます。その二つの点について……。

○国務大臣(緒方竹虎君) 第一の点でございまして、従来社会保障制度審議会からも、年金制度の統一ということ、これを社会保障制度の進展に伴つて当然のことだと思ひますけれども、今の国情はまだそこまでする行つていないやうな感じがいたします。今の御指摘の船員保険とか、健康保険とかいふ／＼な保険制度がある。これらにこれより今すぐ一緒にということも困難のように考へております。併しこれは社会保障制度というものは、今の社会の進展に伴つて、又國の事情が許せば当然その方向に持つて行くべきだ、さういふ考えを政府として持つておりますが、今のところまだ社会保障省というやうな一つの省にその行政を統一するということは、先ほど申上げましたやうな事情から、今のところはまだ

それから第三の点につきましては、これは私十分お答えするだけの用意を持つておりませんが、厚生省、労働省、両省に亘つてのことでありますし、今御質問にありますように、政府としてもできるだけ力を入れて調査をやつて参りたいと考えております。

ぬしたいのですが、私は冒頭から公務員或いは地方公務員或いは民間産業に勤めておられます労働者といへども賃金給料で勤めておる労働者或いは勤労者という点については変りがない。ところが今竹中さんからお話のように、老後の労働力を喪失して後の生活の保

それが国が補助するといいますが、国が支出する率は非常に違う、或いは一五%、二〇%それから九〇%を越しておるものもあります。労働力を喪失した後の生活を保障しなければならん、それが国が責任を以て保障しなければならんという程度においては同じこと

或いは将来に亘つては国民年金と申しますか、そういう構想を考えても、国の責任というものはもつとあつて然るべきだ、こういうお話をいたしました、が、その基本精神には厚生大臣は異論はございせんが、国の財政力につい

してこの程度になつたのだ、或いは從來の旧法よりも改悪された点が多々あります。多々ありますが、それは国が出し得る能力が云々こういうことであ

十九年度予算にも最初の予算案で社会保障関係を削ろうとされた。これは誤まつた方針でありますけれども、少くとも二十九年度予算の中にあります軍事費の増大或いは今後の防衛力の増大というものと関連する費用というものがあるわけであります。ですから二十

う問題は現実に出ております。先ほど議論をしておつても、国の能力云々という点があります。今問題にしておりました八百億、或いは八百億が一千億になる。或いは数年の後には五千億にもなろうとしてゐる。それを誰のために使う、どういう方面に使う、こういう

るだけ労働者に還元するように、或いは労働者の利用に便益するために使いたいという要望があつても、或いは資金運用部資金として今後の財政投融资、その中には軍需産業等もございましょうが、その資金の運用面に関してもパンカ大砲かという問題が出て来

般的な方向としては社会保障制度をできるだけ拡充して参りたい、こういう方針がございますが、抽象的な方針がありまして、具体的な二十九年度予算というか、或いは今後の防衛力増強云々の政府の方針があるならば、大きなことに矛盾があり、限界があります。そこで具体的にこの法案なり、或

すか、そういった社会保障制度の完備という方向と、それから今後の防衛力増強という方針に関連して、政府としてどういう方針をとっておられるか、

財政が許す範囲、限度というものが一つの枠がありますから、同時にその政府の政策によつていろいろな違いが出て参ろうかと思ひます。今の政府として、今もバスターが大砲かというお話が出ましたが、それは総理から予算委員会等でたび／＼申上げておるよ

ては、バッテリーも大砲もこれにはたつた形勢計
的でなしに、これを並行させて行かん
ならんところに今後非常な政治のむづ
かしさもある。防衛を、これはいろ
いろ立場もありましようが、我々の考
えとしませんが、防衛を無視することは
できませんが、同時にそれと並行して

て参りたい。それは財政の計す範圍と
置いて参りたい。これは今回の予算に
つきましてでもできるだけこれに重点を
置いて参りたい。これは今回の予算に
つきましてでも、決して予算の金額を減
らしたというようなことではないのだ
で、財政の組み方が少し方針が変つた

の増額をしていることでもありますし、又この年金の運用につきましても、今のところこういう厚生年金の例でありませんが、何としても安全にして確実なことを先ず選ばざるを得ないです、資金運用部において運用しておりますが、これにつきましてはいろいろ御意見もあるようでありますし、将来十

ります。
○吉田法晴君 バターも大砲もこう
いうお話であります、具体的に厚生
年金の給付に関連しその財源、それか

「オーストリア」

「オーストリア」も大砲めと言われますが、二十年度予算の当初は或いは国の負担を地方におつつけようとしたり何かされたが、これはやめられた。併し結果から見ますと、これはまあ具体的に細かく言わなくてはわかりませんけれど、その方針は率は維持された、或いは

ありますけれども、その実施面に至つてはやはり社会保障といえますか、或いはそういう方面が崩れようとしているのが実態であります。それからこの厚生年金保険につきましても、或いはスライドの点から言ひまして、或いは年齢の点から言つて、或いは脱退手当

はむしろやはり後退があらうとしております。細かい議論は先ほどから実はしておつたのですが、従来はバタリーか大砲かという問題について経済力がこれを許しませんとか、或いは国民生活云々、こういうことで大砲よりもバタリーと言われて来たのが私は少くとも

には、そうではなかったかと思うのであります。その予備隊なり保安隊が必要であるかどうか、或いは大砲が必要であるかどうかという基本的な問題は、ここではないと思いますが、少くとも従来言われて参つたのは、私は経済の安定或いは経済の自立という、或いは国

ったと思うのですが、二十九年度予算以降むしろバッテリーよりも大砲のほうが優先しようとしているのが実情だと思ふのですが、併し副総理は今バッテリーも

言うならば、それは大砲に制約せられずに社会保障制度は拡充をして行きたい、こう言われるのか、或いは厚生年金の積立金に関連をいたしますが、先ほど現状はこうですというお話もございました。それから今確実な使用方法というお話がございましたが、方向と

しようにせられるのかどうか。その具
体的な社会保障制度の拡充の方向に關
連してもう一編調査を願いたい。

○竹中勝男君 それに關連して、今副
総理は軍備費と社会保障費は並行して
考へる、並行して増大するのなら増大す
る、減少するのなら減少するという意味

の計算した。これは誰か計算しても大した差は出て来ないと思いますが、いわゆる日本で社会保険費という項目に属するものと考えられるものは、予算の中の七分くらいだと私は思います。ところが軍備費に関するものは二割以上になると考えます。そうして一方は

という多少でも強化されたというのと、比率と軍備費を強化された比率とは並行してない。即ち全体として並行してないのみならず増強の分も並行してない。これは世界で軍備費と社会保障費の比率を私がつて見ましたら、詳しくはこの間私が朝日新聞から出して

位です。アメリカが軍備費が社会保険費に對して非常に率から言うると多い、次のフランスの分はホーチミン、仏印戦争をやつておるので、戦費が非常に

嵩んでおる。その次が日本です。こういうことは日本政府の性格を決定する上に非常な重大な問題だと私は考えておるのです。西ドイツのごときは軍備費が三十五％、社会保障費が三十五％、これは並行しておると言えると思います。そこで副総理が今並行してやると言われたことには私は疑問がある。日本の政治における政府の基本的な政策としてはやはり軍備、私軍備は必要だと思つておるのですけれども、一歩譲りまして軍備を必要とするというときに、或いは国の経済の負担力が足りない、弱小であるという場合に、軍備及び経済の上から社会保障はいずれもそれを裏付けるものだ、それを強化するものだといふふうに私は考えておるのです。軍備費が足りなければ社会保障費を殖やせば軍備費は出て来る。日本経済が弱小であるとするならば、社会保障費を殖やすことによつて日本の生産力というものは増大すると私は感じております。これはドイツの経済学者の言葉を待つまでもなく、最善の社会政策は生産政策だというのが私のもの考え方である。そういう立場からもう一度バタールと大砲が並行しておると言われる意味はどういう意味なんですか。

○国務大臣(緒方竹虎君) バタールと大砲と並行しておると私が申しましたのは、金額が並行しておるということを申したわけではないのであります。大砲を考へる場合にバタールのことを決して忘れない。現在の国費の切盛りの仕方は、今御指摘のように防衛のほうは恐らく二割を少し上廻つていらないかと思ひますし、社会保障のほうは七分程度であらうと考えます。であります。

するが、今敗戦後の日本の国情で私どもの考えとしては、少くとも独立を完成するといひますか、そういう意味で他国の防衛力に依存しなうていい程度まではやつて参りたい。それは無論地上のことを言うのであります。それまではできるだけ一つの目安を持つて参りたい。その一方の私どもとしては止むを得ないという負担、それから今は何と言つても経済自立を急がなければ国の経済的の独立ができませんので、その意味から財政も国の財政を圧縮し、物価を引下げて貿易を振興する。国際収支の均衡をできるだけ急ごう。こういうふうに相當の重点を置いております。その間に置きまして、社会保険制度といふものの重要性は政府は十分認識しておりまして、そういう意味でバタールと大砲といふことを申し上げたのであります。無論日本で大砲を持つたと言つたつて、よく景気のいい軍備論者が言うような大きなものを持つてゐるわけでもなし、又持とうと今の政府は考へてもおりません。そこに始終戦力に至らざる防衛力というようなことが問題にもなつておるのでありますけれども、ただその苦しい財政、敗戦後の非常な窮乏なる底の浅い国庫の中からできる限り社会保障制度の拡充をやつて参りたい。そのことについて政府は決して関心を少くしておるのではない。財政の面においても僅かではあります。ようが、本年の、二十九年度の緊縮予算の中にも多少前年度を上廻る経費を計上しておるような次第で、そういう意味からバタールと大砲という言葉を使はう。吉田君の御質問の中の言葉をそのまま借用したような次第であります。

○田畑金光君 関連してお尋ねたいわけでありまして、先ほどの厚生大臣の御説明によりますと、本年末には厚生年金が一千六百六十九億一千万、十年後には五千四百四十億という誠に大きな資金になるわけでありまして、而も副総理御承知のようにこの厚生年金の積立金といふものは殆んどが労働者の保険金であり、又それに応ずる雇主の保険料には間違ひありませんが、そういういたしますならばこの大きな資金の積立におきまして労働者の負担額といふものは非常に莫大な額に上るわけでありまして、然るに本年度の予算を見ますならば、厚生年金保険の費用として僅かに八億八千万円しかない、年間の利息の額にも満たないといふのが厚生年金保険の実情であります。軍人恩給には六百三十億もさいておる、これが政府の予算措置であるわけでありまして、今回の造船費を振返つて見ますと、検査庁の発表によりますならば、飯野海運の供野健輔社長がリベートとして受取つた金が一億三千万と言つております。山下汽船の横田社長が受取つたリベートが一億三千六百万、これだけでもすでに三億に近い金になつておるわけでありまして、而もこういう金は或いは開発銀行の資金でありますし、或いは市中銀行の資金でありますし、或いはその元を辿つて見ますと、こういう厚生年金保険の莫大な額が資金運用部等を通じて産業部門に融資されて、廻り廻つて僅かに二つの会社の社長に三億近い金が流れて行つておる。ところが御承知のように本年度の予算等においては厚生年金保険額は僅かに八億八千万円、これでは今の政府が何をやつておる

か、今の政府のやつておることが勤労大衆にどういふ構造的な形態をとつておるかといふことはおのずから明らかであるかと考へるわけでありまして。副総理は今申し上げました数字の事実を以て明らかに示しておるわけでありまして、いまだ少く、清潔な政治をやつておるに無駄な資金の流出を抑えて社会保障制度のより一歩前進した方向に努力する御意図があるかどうかといふ点。第二の点といたしましてお尋ねすることは、本年末六百六十九億一千万に上らうとする莫大な厚生年金の中から僅かに三十五億の金を出して、労働者の福祉施設の増強に手を打とうとしておるのが現内閣の施策の姿であります。少くともこの厚生年金を納めておる今日の諸産業における労働者の実情といふものは、或いは失業に脅かされ、或いは賃金遅配に悩まされておる。こういうような面等を考へましたときに、厚生年金の労働者福祉施策に關しまして、一層の積極的な運用といふことが当然問題になつて来るわけでありまして、いつまでもこういう目糞、鼻糞で以て労働者階級に対する福祉施策の、全体として満足しておられるのかどうか、この点を緒方副総理にお尋ねしておきたいと思ひます。

○国務大臣(緒方竹虎君) 労働者福祉のための社会保障制度の拡充につきましては、決して今の状態で満足しておるわけではございません。二十九年度の予算の編成に當りまして、厚生省の立場は私どもとしても十分にこれを尊重したつもりで、今年度の予算の編成の仕方にいろいろ批判があるかと思ひますが、非常に圧縮されました

予算の中に、政府としましてはできるだけのことをやつたつもりであります。併しこれを以て勿論満足するのではないので、今後この施設の、制度の拡充、又年金の還元的な考え方ということにつきましては、一層改善を尽して参りたいと思つております。

○田畑金光君 緒方副総理の答弁で洩れておりますが、私の第一にお尋ねいたしましたことは、不潔な政治はやめて、そういうところに廻る金があるならば、これを積極的に社会保障施策に回す政府は肚がまえがないかどうかといふことが一つ。

更に今の御答弁に關連してお尋ねいたしますが、副総理の御答弁は抽象的であるわけでありまして、抽象論としては私は納得が行くわけでありまして、私たちが抽象論でめしが食えるものではないのであります。国民の生活が安定になるわけでも断じてありません。千六百六十九億に上る莫大な厚生年金を抱えながら、そのうち労働者の福祉施策として極く僅かな、三十五億の資金しか政府は予定していない。こういう面に関しましては私はもう少し積極的な施策を施す意図があるかどうかといふことであります。抽象論を承わつておるわけでありません。言葉の魔術によつて国民をごまかされては大変なことでありまして、どうか一つごまかしでなくして、又一つ政治には常に責任を持つという、こういう考え方で責任を持つた政治、責任を持つた具體的な予算面において、財政面から通じて国民生活の安定に、こういう政府は手を打つのだ、こういうふうな政府の方針を承わつておきたいと思ひます。

○国務大臣(緒方竹虎君) お答えをします。

ら、さてそれならこの金を別に一つのものを設けて、そうしていろ／＼お世話のような事業に直ちにやり得るかどうかという問題であります、結局この金の多くは将来被保険者に対します。

給付となつて……、現在はこう残つて
 おりますが、これがずつと先になりま
 すと、この計算からすると、だん／＼
 だん／＼これが減つて参りまして、そ
 うしてこの額は給付額に廻つて参りま
 すという計算をいたしておるのであり
 ます。従つてこの額は最も安定で確率
 で、そうして割に有利なものにこれを
 廻して行かなければならん、これが根

本問題であります。そこで安全で而も有利であつて確實なということになりますと、國家の機関としていたしております資金運用部等にこれを管理さして、そこで運営責任を持つて行くといふことが現在では最も妥当ではないか。ただ、この場合に現在は五分五厘の利率というのをもつと上げ得ないのかどううか、それからもう一つは還元融

資という点をもつと多額にやれないか
というこの二つの問題が起つて来る。
被保険者に対する福祉の方面にもつと
使ひ得ないか、これは先ほど吉田君の
御質問なり田畑君の御質問にお答え申
上げておいたように、今後はもつと検
討して二十九年度は一応三十五億円の
予算ですでに御決定を頂きましたが、
今後はもつとこの点は検討いたして参

りたいと存じておりますが、全体とい
たしましては元金そのものをずつと全
部を融資する、こういう恰好にはちよ
つと行きにくいのであります。そこで
今申上げたように、確實でそうして安
全で而も有利で而もそれをしながら一
方大体利子がこれで二十九年度におき

まして一千百億円の積立をいたしました場合にはおきましては相当額、五十億くらいは出る予定だと計算いたしておきますが、そういうふうな点を利用するということとは更に今後検討して、五十三億六千万円くらいは利息として二十九年度で出ると考えております。こういう点も考えまして今後は福祉の方面にも使いながら還元するという方向でいたして参りたいと存じます。

○委員長代理(栗山良夫君) 御答弁、時間がないようですから簡単に結構でございます。そうして而もこういう大切な資金ですから、安全確実な投資をしなければならぬという事柄は御説明要りません、私もよく承知していますから、そういうことでなくて、問題になるのは一桁私どもの考えておることと草葉大臣の考えておられることと違うわけです。もつと大幅にできないかということをお申上げしておきます。それで例えば中小企業はあたかも不確実な信用なもののようにおしやつたけれども、中小企業そのものは不信用のものであつても、それがめいこそ中小企業信用保険法を設けて、決して貸倒れのないように国が措置しておるわけですね。従つて私が申上げることとは、この元金を中小企業や労働金庫に出してもらいたいということをお申上げ、更にそうすると保険の給付が始まる元金がある、減つて行くとおつしやるのですが、私はそんなに長い間貸してこれと言つておりません。又中小企業もそんなに長い間政府から金を借りようとは思つていないのです。経済の安定するまで当座を渡ぐ

のに相当困つてゐるから、そういう要望が強いわけですね。日本経済がそんなに長い間低迷したのでは困るわけですね。そこでこれは草葉大臣からそういうことをお聞きするのは無理かと思ひますので、そういう方針について緒方副総理からお答を願ひたい。それからその具体的なことについては大蔵大臣からはつきりと一つ言明を願ひたい、こういうことなんです。……それは資金運用部でも別にかまわないわけなんです。ただこういう国が零細な金を集めて相当な巨額な金を運用してあるということは、これは否定し得ない事実なんです。然らばこの金を今のようになみみづちいことになつて、もつと巨額な金を還元融資といふか還元投資といふか、とにかく中小企業の振興とか或いは労働者の直接の福祉とかそういうものに廻わさないか、こういうことをお尋ねしておるわけです。

○国務大臣(緒方竹虎君) それは無論方針としてはそう持つて参りたいと思ひますが、私これから以上言へば抽象的なものになるので、この御議論は前から厚生年金に伴つて始終出ておる御意見であります。今の厚生大臣からお答えしました金利の問題、それから還元融資といふ点、還元的に労働者の福祉を守つて行くやり方、そういう重点をどうやって行くかということにつきましましては、この前本会議で質問を受けた後大蔵大臣と一度話合つたことのあるのですが、そういうことにつきまして今後よく検討いたしてまいります。それ以上今お答えするだけの用意をしておりません。

○委員長代理(栗山良夫君) そういたしますと、私は厚生委員のほうへお願いを申上げておきますが、是非大蔵大臣の出席を求めてこの点は質して頂きたい。このときに私も委員長発言を一つ是非いたしたいように保留をいたしておきます。

○藤原道子君 この点については明日厚生委員会に特に大蔵大臣に必ず出席してくるようによつて只今要求いたしておきます。明日御出席を願つて関連質問して頂いて結構だと思ひます。

○国務大臣(緒方竹虎君) 今の融資についての資料ですか。

○藤原道子君 これからお伺いするので、資金運用審議会、これに任じて運営するのが一番安全だというように只今の御答弁なんです。

○国務大臣(緒方竹虎君) 私は存じておりません。

○藤原道子君 いやこちらさんが……。(笑)そこで安全というものが誰にとつて安全かということが問題になつて来る。資金運用審議会ですか、これの名簿を見てみますと、会長は内閣総理大臣、副会長は大蔵大臣と郵政大臣、そしてその委員の中には資本家代表が大分入つておる。ところが労働者の代表も中小企業の代表も入つていないのです。ここで運用されていきますが、私が申上げるまでもないのをごいいますが、郵便貯金関係のものが三千四百九十九億七千五百万円、簡

易保険、郵便年金保険、これらが千二百六十五億九千七百七十七万円、厚生保険が八百三十一億九千八百八十八万円ということになります。この運用資金部の金が六千三百六十三億でございますから、絶対多数は庶民階級が積立した金なんです。ところがそれが何らかの社会保障の面については利用されてないのですね。そうして三十五億だの、雀の涙にも当らないようなものが廻されて得々として御報告しておいでになる。この利用されておる方面、投資されておる方面を見まして、国債であるとか、或いは地方の問題であるとか、地方債であるとか、或いは政府関係機関への債券であるとか、そういうところが多数なんです。……

……というところになります。今すでに労働者の間には厚生年金不要論さえ起きてゐる。これは由々しき問題だと思ふ。而も零細な積立をした金が今度受ける場合になると生活保護法よりも下廻る。営々として積立てて来たものがそういう扱いをされて、そうしてそれが妥当とお考えであるかどうかというところをまず一点。

それから緒方副総理は吉田総理と共にこの審議会の、いや厚生年金の審議会でしたかしら、それのときの審議委員になつておいでになつて、そのときには二割国家負担を妥当とするという答申をしておいでになる。

○国務大臣(緒方竹虎君) 私審議委員ですか。

○藤原道子君 ええ。

○国務大臣(緒方竹虎君) 委員じやないでしよう、私は……。

料持つておりませんから、わからないとおつしやればあとで質しますが、政府の施行する場合になると予算がないから一割五分より負担ができない。それで給付は生活保護よりも下廻る、こういうことが妥当とお考えになつておられるかどうかという点を先ずお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(緒方竹虎君) 私は今のお説上げになつた委員になつていないと思ひます。従つてその内容を私はよく知りませんが、厚生大臣から妥当なお答えができるかどうか、私御答弁するだけの用意はございません。

○藤原道子君 厚生大臣には厚生委員会でも質問ができるのでございまして、緒方さんはあつてもお出かけ願ひないから、今日緒方さんから一つお伺ひしたいのです。

○国務大臣(緒方竹虎君) 私はあつちこつち引つぱり廻されておりました、今日よく準備しておりました。お尋ねになつても御満足に行くような答弁ができません。

○委員長代理(栗山良夫君) 緒方国務大臣大変お急ぎのようですが、私重要な点でもう一点だけちよつと質問したいと思ひますが、よろしうございませうか。

○吉田法晴君 今の委員のこととも一つ。

○委員長代理(栗山良夫君) これは事務局のほうで調べて下さい。国務大臣より調べたほうが早い。すぐ調べて下さい。

緒方国務大臣にお尋ねしたいのは、社会保障という問題は全国民公平にこれは行われなければならないということとはお認め頂けますでしょうか。その

点が一つ。それから厚生年金保険のようになく、非常に長期の仕事につきましては、一たび制度を変えようという、なか／＼途中において変えることは困難であります。こういうこともお認め願えると思いますが、この二つ如何でございましょうか。

○国務大臣(緒方竹虎君) 公平という意味は……

○委員長代理(栗山良夫君) それはまあ言葉を簡単にするために端折つたわけでありまして、例えばそれは国家公務員でありましても、公共企業体の職員でありましても、保安隊の隊員でありましても、或いは実業家であろうとも、労働者でありましても、農民でありましても、全部公平に行われるべきじやないか、こういうことを私は申し上げたわけでありまして。

○国務大臣(緒方竹虎君) 法律の規定の許す限り当然と考えております。

○委員長代理(栗山良夫君) それと第二点の厚生年金保険法の問題で……

○国務大臣(緒方竹虎君) 保険法を、容易に改正できないということですが、それはその改正の改正点でありまして、私はこの法律は、特別にこの厚生年金の法律に関連して改正がしにくいというのではないと思ひます。

○委員長代理(栗山良夫君) いやあもう少し申し上げます。こういう長期の計画を実施するものでありますから、保険法の骨子をなす重要なポイントについてのし／＼の改正ということとはなか／＼困難ではないかと、こういうふうには私に考へるのでございますが、如何でございましょうか。

○国務大臣(緒方竹虎君) そうでございまして。

○委員長代理(栗山良夫君) そういたしますと、その点はよくわかりました。そこで更にお尋ねを申し上げますが、今度のこの保険法の中で非常に重要な条件というのは、給付開始年が五十五歳が六十歳に切下げられたということにつきましては、これは非常に大きな条件の低下である。被保険者にとつては条件の低下であらうと思ひますが、この点は如何でありましようか。

○国務大臣(緒方竹虎君) その点は厚生大臣から……

○委員長代理(栗山良夫君) これは常識問題ですから、副総理から一つお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(緒方竹虎君) 再三申し上げましたように、こういう事情で六十歳にいたしました。

○委員長代理(栗山良夫君) 事情は別です。実際の現実として起つて来るのが、五十五歳で給付開始になつたものが六十歳になるということは、非常に条件として低下するのじやないかと、こういうことを私は申し上げておる。

○国務大臣(草葉隆國君) その間二十年間経過規定を置いて、条件として従来の方々に對して不利益を来たさないように処置をする、こういう考へでございまして。

○委員長代理(栗山良夫君) 運用じやなくて、それは従来も将来も両方ひつくるめて、少くも五十五歳で給付開始するよりは六十歳であるほうが条件としてはよくなるか悪くなるかというこの常識判断は、私は悪くなると思ひますが、この点は副総理としても常識問題としてお答え願ひる思ひます。

○国務大臣(緒方竹虎君) それはその通りですね。或る意味において不利になる。そこでそれを補う意味の何か規定ができるのじやないかと思ひます。

○委員長代理(栗山良夫君) 私は条件が悪くなるその場合に、草葉厚生大臣に關連してお尋ねいたしますが、その五十五歳から六十歳に引上げたのは、要するに日本人の平均寿命が延びた、こういうことが第一の理由になつておるようでありまして、それでよろしうございまして。

○国務大臣(草葉隆國君) それなり、それから先に申し上げました今後の保険の見直し、厚生年金の見直し、そういうものと併せて先ほど述べたこの点は御説明申し上げた点でございまして。

○委員長代理(栗山良夫君) それはいろいろ理由はありますが、その中の一番大きな問題はやはり平均寿命が延びたということですか。

○国務大臣(草葉隆國君) 平均寿命が延びたのも一つですが、最も大きなものであるとは必ずしも言へんのではないかと申すのです、その点、それは尤も五十歳を中心にして考へますときには男子……

○委員長代理(栗山良夫君) この結論だけ伺ひたいのですが……

○国務大臣(緒方竹虎君) ちよつと時間が……厚生大臣にお答へ願ひます。

○国務大臣(草葉隆國君) 男子二十一歳、女子二十三歳ぐらい五十歳を中心と考へますときには、そういうふうな延びたと存じますが、それを延びたから更にそうすると労働年齢が延びたということになるわけでありまして、それ

もつて参りました一つであります。

○委員長代理(栗山良夫君) 一「労働年齢は延びるのですか」と呼ぶ者あり) いや／＼、そうなつて参りますからというのを申上げておるのです。

○委員長代理(栗山良夫君) 私そのことを途中から参りまして伺つていたのですが、僕は平均年齢が延びたからというところが一番主要な理由になつておるやうに聞いたのですが、(「そうです、そういう答弁です」と呼ぶ者あり)その点をもう一遍確かめておきたい。

○国務大臣(草葉隆國君) 主要な理由の一つではあります。

○委員長代理(栗山良夫君) そうするともう一つの理由はどのような理由ですか。

○国務大臣(草葉隆國君) 主要な理由の一つと、それから全体の厚生年金の構成の上から考へて、今までの五十五歳ということをや五歳引上げることが今後の厚生年金としては最も妥当である、こういう見通しでございまして。

○委員長代理(栗山良夫君) 厚生年金を給付するということについての妥当性じやなくて、厚生年金の財源、そういうものから考へて妥当性だ、こういう意味でございまして。

○国務大臣(草葉隆國君) ええ、財源は勿論入つております、その中には……

○委員長代理(栗山良夫君) そうしますと五十五歳で給付を開始した場合と六十歳で開始した場合との財源の負担割合等は数字的にできていますのだから、

○国務大臣(草葉隆國君) 現在のままでも今のものをやると、一三%増でございまして。

○委員長代理(栗山良夫君) 一三%……これは大したものではないですね、数字的には……倍になるとか、五割増になるとか、そういうものじやないですね。それは大きな理由ではないと私は断定しますが、そうするとそのほかはまだ大きな理由がありますか。

○国務大臣(草葉隆國君) 大きな理由ということよりも、先にいふ／＼の情勢というものを申上げた中に、二、三説明をいたしてあります。

○委員長代理(栗山良夫君) そうすると重ねて申し上げますが、一三%増というの、これは保険の将来の掛金等から考へて大した負担増にはならない、なういう工合に考へてよろしうございまして、若しそれを五十五歳にやるにしても……

○政府委員(久下勝次君) その点私から申し上げます。一三%と申しますのは、全体の財源に對しましてそれだけの財源が必要であるということでありまして、従ひましてこれを現在の考へ方から申しますと、差当りは現行の保険料率を維持して、順次引上げる建前をとつております。最終料率に引直しますと、衆議院の修正によりまして最終の保険料率は千分の六十一になる見込みでございまして、五年の引上げをやめることだけに止まりまして、更にその上十分の十二程度負担が殖えて参ります。そうなりますと結局千分の七十三乃至四程度に保険料率になるわけでございます。そういう影響がございまして、これを考慮いたしましたわけでありまして。

○委員長代理(栗山良夫君) そうすると、私よく勉強しておりますのでよくわかりませんが、原案ですと千分の

七十三になるのがただけになるのか。

○政府委員(久下勝次君) 原案でござ

いますと……。

○委員長代理(栗山良夫君) 原案とい

うのは衆議院修正の原案……。

○政府委員(久下勝次君) 衆議院修正

の原案によりまして、当初は千分の三

十で出資いたしました、それを五年後

に千分の四十にし、十年後に千分の六

十一にしなければなりません。それを

五年の引上げをやめることにいたしま

すと、更にそれだけで最終利率に引直

しますと、千分の十二程度余分に利率

を引上げる結果になります。

○委員長代理(栗山良夫君) そういた

しますと、最終において千分の六十一

が千分の十二殖えるわけでありませう

から二割殖える、こういうことでござ

いますね。じやその程度では私は大した

負担増にならないと思ひますが、そう

お考えになりますか。要するに五十五

歳を六十歳に引上げるための非常な理

由に私はならない、こういう工合に思

す。そういったしますと結局現在の被保

険者が老齢に達して年金を受けるとき

には、現在の被保険者として負担をい

たしました保険料率の二倍半くらいい

ものを、その現在の被保険者が年金を

もらう時期に働いておる労働者が負担

をしなければならぬ、こういうこと

になるわけでありませう。言葉を変えて

申し上げますと、将来の被保険者の犠牲

と云うと語弊がございませうが、負担に

おきまして現在の被保険者が年金を

支給するというような結果になります

ので、保険料率を漸次引上げるにいた

しまして、そうした関係で考慮しな

ければならない。余り大巾の保険料率

を引上げることによりまして将来の被

保険者の負担を増すというところは、い

わゆる完全賦課式の欠点と非難をされ

ておりますような点も出て参りますこ

とを、私どもとしては考へておりま

す。

○吉田法晴君 今の話は率だけ出され

ましたが、標準報酬月額額は少くとも給

価の変動とは関係がないということは

明らかになつておりますが、もう一つ

はこれは先ほど草葉厚生大臣は国の負

担率を上げる云々というお話が出まし

た。それも国の負担というものは固定

してそういう御議論になつていませう

ということも、これも間違ひございませ

ね。

○政府委員(久下勝次君) 私が先ほど

申し上げましたのは、この種の長期保険

の計算の仕方を先ず申上げる必要があ

るのであります。人口の推移或いは

貨幣価値の変動、従つて又被保険者の

給与なり人数なりの変動につきまして

は、将来非常に見通しが困難でありま

すので、一応現在の被保険者の数に影

響のないものとして総人口にも費りの

ないものとしたしまして、従つて又賃

金のベースにつきましては現状が維持

されるものとしての計算をするのが通

例でございませう。その例にならいまし

て計算をしておりますので、従いまし

て御指摘のように国庫の負担につきま

お尋ねでございませうが、そこまでの数

字は私どもとしては見ておりません。

ただ昭和二十五年の国勢調査の集計の

結果の数字がございませうから、御参考

に申上げたいと思ひますが、男女合

せまして総数におきまして五十歳乃至

五十九歳の就労の実情を申し上げます

と、就業中の者が六七・四%、完全失

業をしておりませうが一・二%に過

ぎない、こういうような数字も出てお

りますので、これらのことは、この点

は男子と女子と若干の違いはございま

すけれども、具体的に申し上げますと、女

子のほうが実際に就労しておる率は少

うございまして、男子のほうが大分多

くなつておりますが、双方合をせまし

て今申し上げましたような数字でござ

います。即ち五十五歳から五十九歳、六

十歳近くになりまして相当の人が現実

に仕事に従事しておるといふことが数

字的に現れております。

○委員長代理(栗山良夫君) こういう

問題を扱うときには、少くとも厚生大

臣なり厚生省としては、今のような実

に大ざっぱな数字を以て五十五歳から

六十歳に上げ得る根拠にせられるとい

うことは、私は非常に當を失してお

ると思ひます。特にこの際お尋ねをし

たが、五十五歳に労働能力を喪失し

た民間人が就労をする比率よりは、国

家公務員なり或いは地方公務員なり或

いは公共企業体の職員なり、こういう

人が就労するほうが機会に恵まれてお

ると私は思つておる、非常に恵まれて

おる。これを若し反駁なさるなら資

料で反駁してもらいたいと思ひませう

が、現実には恵まれておる。それは国或

いは地方公共団体の関係しておる団体

と云ふものはたくさんある。こういう

ところには殆んど吸収されておるとこ

ろを見ても、これははつきりしてお

る。民間人といふものはそういうわけ

には参りません。而も実際に健康な労働

能力を持つておる当時の給与から言

ば、こういう大きな組織に乗つてお

るの給与がいいということも否定なさ

内のように、去年の八月一日の恩給法改正には五十五歳であつたものが五十五歳になつた、それで今度五十五歳を六十歳にしたかという、そういうものではないのでありますが、私はこれは将来厚生年金保険法が六十歳ということと決定いたしますと、大体恩給とか或いは共済とかいうものは、先ほど来だん／＼お話になつたように、一つの統一した制度に近づいて来る。六十歳なら六十歳というふうに一つの今後の基準になつて来るものじやないか、こういうふうに考えております。

○委員長代理(栗山良夫君) いろいろ重要なものをそういう漠然たる見通しで立てられては困るので、いろいろ条件というものは改善されて行くべきで、私は五十歳を六十歳に引上げることは絶対反対なんです。これは恩給にしても何にしても五十五歳を私は引上げるようなことは反対でありまして、現行法でさえ認めておつたものを六十歳に上げられることの不当性を私は追及しておるわけです。特に民間人の就労の機会というものは非常に少い。非常にきつめな仕事をしておるということから考えても、これだけ立派な保険法を以て社会福祉の事業をやろうとするならば、僅か二割の将来の負担増になる程度のものであれば、五十五歳でこれは断行すべきじやないかということを私は考えるのです。そこでもう少し公平の原理から言つて、非常に不公平の誇りを免かれないので、そこで私は申上げる。特に公務員は五十五歳を五十五歳に引上げた。従つて、一般勤労者のほうに五十五歳を六十歳に引上げるとおつしやいますか、これは公平ではない。基をなすものは

やはり労働力でありますから、決してそんなことは公平じやない。そういうことは理由にならないので、もつと理由になることをはつきりと一つお話を願いたい。この点も私は今日御即答が願えなければ、次回に委員長発言をいたしまして質しますから、保留をいたしておきます。この点は保険法のやはり私は眼目になる点だろつと思ひますので、保留をしておきます。で、次回にもう少し筋を立てて御答弁願えるか願えないか、その点だけ質しておきます。(「修正々々」と呼ぶ者あり) 願えますか。

○政府委員(久下勝次君) いろいろ申上げておりましたが、御了解を得られませんが、大變残念に思ひますが、六十歳に開始年齢をいたしましたことそれ自身の理由をいたしましては、先ほど来續々申上げておる点でございますが、私どもの現在得ております数字が、私どもの生命表等から出て来る数字でございます。だん／＼我が国の人口構成も将来になつて變つて来る。特にこの年金制度として注目しなければならぬのは、老齢人口の比率がだんだん殖えて来る見通しでございます。現在のところはまだせい／＼七、八%から出ております。これが四、五十年経ちますと、全人口の一八%くらいを老齢人口で占めるようになるわけでありまして、これもこの老齢人口と申しますのは、六十歳以上の年齢層の者を押さへての数字でございます。問題はそういうふうな多数の老齢人口を限りある生産人口によつて支えて行くという恰好になりまふ点を考えました場合に

には、この年金制度を考えますときには、そういう考慮を払つた上で、年金開始の年齢というものをきめてかかるべきであるというのが私どもの考え方でございます。現在の段階におきましては先づ一応の平均余命等の数字から申しますれば、すでに大体そういう時期に近づきつゝあると思ひますが、ただい／＼御指摘のありますように、実際に社会上的影響も大きい問題でありますから、方針はそういうことにいたして置きまして漸進的な方法でやつて行くという考え方をとつた次第であります。

○委員長代理(栗山良夫君) 今おつしやつた理由というのは、これはいわけゆる勤労国民全般に対する一般原則なんです。だからその意味において若しそれを是認するとすれば、今行われてい

る恩給法なり、共済法なり、或いは保険法等に對して不公平がある。その不公平をどうせられるのかというのを私は尋ねてゐるわけでありまして、その不公平があるから将来どういふふう

に直すのだと、こういうふうにおつしやればそれで理解できる。そういうことなしに、将来に對する対策というものを全然お述べにならないと、ただ今言つたのは一般原則を、この保険法の適用を受ける勤労者に當てるから理解しろというふうなことを私は申上げてゐる。従つて今その御答弁を何回繰返しても僕は了解できないので、次回にもう少し筋道を立てて公平の原則に沿うように、六十歳に引上げるなら

引上げる、成るほどい／＼な観点から理論的に推論してこれは止むを得ないという工合に我々が理解し得るよ

うな説明を願いたい。理解するような理由がなければ、これはもう一遍年齢の問題は再検討しなければならぬ、こういうことになるかと思ひます。今の厚生省からの御答弁というものは、およそ科学性、合理性を私はないと認める、押付けたと思う。これは困るとそういうことを申上げてゐる。それで大臣よろしうございませうか。次回に一つよく御研究になつて御答弁願えますか……。

○委員長代理(栗山良夫君) いずれ労働委員会として意見の残つております点は、厚生委員長と労働委員長と協議いたしましたして、適当な発言の機会まで保留いたしたい。こういう工合に考えますが、御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十六分散会

昭和二十九年五月十八日印刷

昭和二十九年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局